

翻訳『ユネスコ—APQN ツールキット：国境を越えた教育の質の規制』

“UNESCO — APQN Toolkit: Regulating the Quality of Cross-Border Education”

国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) / アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN)
United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO
and Asia-Pacific Quality Network (APQN)

訳：齊藤 貴浩

Translated by SAITO Takahiro

翻訳者による解説..... 59

ABSTRACT..... 63

翻訳『ユネスコ—APQN ツールキット：国境を越えた教育の質の規制』

齊藤 貴浩*

要 旨

経済・社会・文化のグローバル化の進展に伴い、教育分野においても国境を越えての学生や教員、専門職人材の流動性が高まっている。特に、より高度な知識・技術を扱う高等教育は、国家の枠を超えた国際的な活動となりつつある。しかし、個々の大学や、第三者評価機関の対応を見ると、特に質の保証に関しては、国境を越える教育に対して未だ十分な対応がなされているとは言い難い。本稿は、ユネスコとアジア太平洋質保証ネットワーク (APQN) が2006年に作成した『ユネスコ/APQN ツールキット：国境を越えた教育の質の規制』の翻訳である。同ツールキットは、規制の導入によって国境を越えた教育の提供と受入にかかわる国々による質保証の支援を目的としており、提供国、受入国の両面から、実際の場面に即した対処方法が論じられている。政府や政策立案者だけではなく、教育機関、質保証機関、学生、産業界等、国境を越える教育に関わりのある人々の意思決定に際して、活用されることを期待する。

キーワード

国境を越える教育、質保証、規制、ユネスコ、アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN)

翻訳者による解説

本稿は、ユネスコ¹とアジア太平洋質保証ネットワーク²が2006年に作成した、『ユネスコ/APQN ツールキット：国境を越えた教育の質の規制 (UNESCO — APQN Toolkit: Regulating the Quality of Cross-Border Education) (以下『ツールキット』と表記する)』を、両組織の協力の下で翻訳し、日本に広く紹介することを目的とした資料である。

同『ツールキット』は、OECD³とユネスコによる、『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン (Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education) (以下『ガイドライン』と表記する)』を補完する冊子として作成されたものである。補完という位置づけであるために、その背景にある「国境を越えた教

育」やその国際的動向等の説明は十分でなく、また元となった『ガイドライン』にもその具体的説明があるわけではない。そのため、当該文書の翻訳だけでは不十分と考え、国境を越えた教育に関するわが国の対応に関する現状も含め、最初に翻訳者により解説を付すこととした。

以下、国境を越えた教育の質の規制に関する理解の一助となれば幸いである。

経済・社会・文化のグローバル化の進展に伴い、教育分野においても国境を越えての学生や教員、専門職人材の流動性が高まっている。さらに、技術の発展もあって、e-Learning のように人ではなく教育そのものが国境を越えるという現象も多く見られるようになった。特に、より高度な知識・技術を扱う高等教育は、国境の中で閉じた営みではなく国を超えた国際的な活動となりつつある。

* 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価研究部 准教授

¹ ユネスコ：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) (国際連合教育科学文化機関)

² アジア太平洋質保証ネットワーク：Asia-Pacific Quality Network (APQN)

³ OECD: Organization for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)

そして、このような国際化の動きについては日本も例外ではない。

現在の国境を越えた教育の質保証に大きな影響を与えた動きの一つに、GATS⁴がある。日本における初期の教育サービスの自由化論議については佐藤(2003)に詳しいが、GATSの目的は、サービスの自由貿易の障害となっている各国の政府規制を軽減し、外国企業も含めた自由競争市場を実現することで更なる経済発展を促すことにある。その中で、教育もサービスの一つとして位置づけられた。それまで教育がサービスであるとの一般認識は希薄であったし、さらにそれが貿易という概念に包括されると考えられることはほとんどなかった。しかし、現実には教育はサービスとして国際的に理解され、自由貿易交渉の対象となるという観念がGATSでは国際的に合意されたのである(二宮2003)。

教育サービスは、他のサービス貿易と同様に4つのモードで分類されている。すなわち、第1モード「国境を越える取引」(遠隔教育等)、第2モード「国外における消費」(他国への留学等)、第3モード「業務上の拠点を通じてのサービス提供」(海外分校等)、第4モード「自然人の移動」(教員の他国への移動等)である。これらの4つのモードで、教育サービスに関する規制や補助金の扱いについての交渉が行われている。例えば学校法人でないと大学を設置できないとか、大学設置基準に基づく大学の設置認可や、補助金や奨学金の在り方など、それらのすべてが国内の規制緩和の議論と同様に交渉の対象となっている(大森2008)。

大学の国際化というと、海外からの留学生や教員の受け入れ、国際的な大学間交流など、今まで国内に限定されていた活動を国外に開く取組が連想されるだろう。しかし、GATSの理念である貿易自由化を突き詰めれば、それは全世界を市場として、市場原理によって良いサービスが生き残り、悪いサービスは駆逐される(あるいは改善される)ということであり、質の高いサービスを全世界の消費者が自由に享受できるという理想である。その過程では当然、国や国境という存在が重要な役割を果たすが、先に挙げた国内市場を他国に開

くという取組も、その過程でしかない。長期的には、国や国境という概念を超えて、個々の大学は世界の市場で競争し、質の高い教育サービスの提供者として生き残らなければならない。それが国際競争力の意味するところである。

競争の結果、全世界で特定の国・地域の教育制度・教育機関だけが質の高い教育サービスを提供する主体として生き残り、逆に世界的分業の結果として、自国を出所とする教育機関が無くなる国が現れるという事態も起こりうる。しかし、教育は消費者としての学習者個人が受益するのみならず、経済的、文化的、社会的な発展と継承、そして国家の枠組みの中での人の価値観とも強く結びついており、その公共性から、国としては自らの教育制度・機関を持たないという結果は受け入れにくい。また自由化が急激に進めば、特に途上国において、国際高等教育市場で教育サービスを享受できない層が今以上に増加するということも考えられる。そこに、国による規制や補助金の必要性がある。

さて、このような長期的な課題をはらみつつも、すでに国境を越える教育、言い換えれば国際市場における教育サービスの貿易は行われている。そして、国境を越える教育が従来からある質保証や規制の範疇から外れていたり、各国の多様な教育制度や学位の性質に関する十分な情報がなかったりすることで、現実には様々な問題が起きている。国による社会制度や文化の違いによって、あるいは運用の誤りによって他国に提供した教育サービスが質の低いものとなってしまうたり、意図して劣悪な教育サービスを提供する不当な組織が存在したりする。さらには、質が低いどころか、教育サービスをほとんど(あるいはまったく)提供することなく、社会的に通用しない学位だけを発行するディプロマ・ミルも、他国の情報が不十分であることが問題の一端となっている。これらの問題は、そのまま消費者である学生の不利益に直結する。国による教育への規制や支援の存在が、「教育サービス」の自由化へ向けての過渡期の対応なのか、それとも「教育活動」に不可欠な普遍的な存在なのかという立場とは関係なく、少なくとも現状では、国境を越える教育に何らかの規制

⁴ GATS: General Agreement on Trade in Services (サービスの貿易に関する一般協定)

や質保証が必要とされている。

わが国では、2003年に国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議が文部科学省に設置され、(1) わが国の大学の国際展開や外国の大学の日本校等に関する質保証、(2) 大学のeラーニングによる国際展開に関する質保証、(3) 大学の質保証に関する国際的な情報ネットワークの構築などについて議論を行い、翌年3月に審議のまとめとして提言がなされた(国際的な大学の質保証に関する調査協力者会議2004)。その報告をふまえて、わが国では外国大学の日本分校を文部科学大臣が指定して、日本分校に通う学生に本校に留学する学生と、及び一部は日本国内の大学に通う学生と同じ待遇を得られるようにし、さらにわが国の大学が外国に学部、学科等の組織を置くことができるようにした(例えば、鳥井2008)。2008年6月には、外国組織の専任教員数、校地、校舎面積が大学設置基準等のわが国の設置基準を満たすこと、外国組織の授与する学位の種類及び分野が、当該大学が国内で授与するものと同一であること、大学の学長が外国組織の校務をつかさどり、所属職員を統督するものとされ、一定の質保証の基準が示された。またユネスコで提供されるようになった、情報の共有を促進することを目的とした高等教育機関ポータル構築にも日本は中心的な役割を果たし、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、エジプト、ジャマイカ、ケニア、マレーシア、ナイジェリア、ノルウェー、イギリス、アメリカとともに最初から参加している(UNESCO 2008)。

このような国境を越える教育に関する現状に対し、OECDとユネスコは、質の高い教育を提供する国際的な枠組みの構築や、学生等の保護のために各国の関係者が取り組むべき事項等について、2005年に『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』を策定した(OECD/UNESCO 2005)。なお、日本語訳は文部科学省が仮訳として公開している(参考資料参照)。そして、その目的は次のように示されている。

本ガイドラインは、国境を越えて提供される高等教育における、国際協力を支援・奨励し、その質を保証することの重要性について理解を高めることを目的としている。また本ガイドラインは、学生やその他関係者を、質の低い教育や不当な提

供者から保護し、人材、社会、経済及び文化面の要請に応えた、質の高い高等教育が国境を越えて展開されることを促すことを目的としている。

(文部科学省の仮訳による)

同『ガイドライン』は、高等教育の利害関係者が多岐にわたることに配慮し、政府、高等教育機関及び教員を含む教育提供者、学生団体、質保証・適格認定機関、学位・学修認証機関、職能団体の6者に対してそれぞれのガイドラインを明示しており、各利害関係者がどのように行動を起こすべきかについて提言をしている。仮訳があるため本稿では敢えて詳細な説明を行わないが、本稿より先に内容を確認していただきたい。

さて、同『ガイドライン』は、確かに利害関係者を網羅し、起こすべき行動を提言している。しかし、国境を越える教育の現状を知らなければ、同ガイドラインは単なる概念の提示に過ぎないし、また実務に携わる者を補助する資料としてはやや簡略に過ぎる。わが国の政府は、先に述べたように、同ガイドラインが提言した内容のすべてではないが着実な対応をしていると言える。しかし、個々の大学や、第三者評価機関(認証評価機関)の対応に関しては、国境を越える教育に対して未だ十分な対応がなされているとは言い難い。この状況は他の国でも同様である。

そこで、ユネスコとアジア太平洋質保証ネットワークでは、2006年に上記ガイドラインを補完するものとして、『ユネスコ/APQN ツールキット：国境を越えた教育の質の規制』を作成した。

本『ツールキット』では、国境を越えた教育の提供と受入にかかわる国々による質保証を、規制によって支援することを目的としており、提供国、受入国の両面から、実際の場面に即して対処方法を論じている。本『ツールキット』の対象は、規制という側面から政府と政策立案者ではあるが、他の利害関係者にも質や質保証に関する意思決定を行う前に検討すべき事柄に関して、極めて有意義な情報を含んでいる(Hopper 2007: p.117)。なお、アジア太平洋地域の高等教育質保証機関の集まりであるAPQNの詳細については米澤(2005)、齊藤(2007)、あるいはAPQNのホームページを参照されたい。2008年7月現在、日本からは大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本技術者教育認定機構が加盟している。

本資料が、政府、政策立案者はもとより、教育機関、質保証機関、学生・生徒、産業界等、国境を越える教育に関わりのある方々の意思決定に活用されることを期待する。

参考文献

Hopper (2007) 'Building Capacity in Quality Assurance: The Challenge of Context', Chapter 3, OECD ed. "Cross-border Tertiary Education: A Way towards Capacity Development", pp.109-157.

国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議 (2004) 『国境を越えて教育を提供する大学の質保証について—大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して—<審議のまとめ>』, 文部科学省.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04032901/001.htm) (2008.06.21)

文部科学省 『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン (概要)』
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/001.htm) (2008.06.21)

文部科学省 『ユネスコ／OECD『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』(仮訳)』
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/002.htm) (2008.06.21)

二宮皓 (2003) 「高等教育サービスの自由化とWTO／GATS問題」. 『広島大学大学院教育学研究科紀要』, 第3部, 教育人間科学関連領域, 第52号, 広島大学, 21-28頁.

OECD/UNESCO (2005) "Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education."
(<http://www.oecd.org/dataoecd/27/51/35779480.pdf>) (2008.06.21)

大森不二雄 (2008) 「WTO 貿易交渉と高等教育」, 第4章, 塚原修一 (編著) 『高等教育市場の国際化』, 玉川大学出版部, 69-94頁.

齊藤貴浩 (2007) 「国際的質保証ネットワーク」, 第5章3節, 大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証』. ぎょうせい, 158-167頁.

齊藤貴浩 (2008) 「大学評価」, 第11章, 三好皓一編著『評価論を学ぶ人のために』, 世界思想社,

192-207頁.

佐藤禎一 (2003) 「国際化・流動化時代の日本の高等教育」. 『学位研究』, 第17号, 大学評価・学位授与機構, 127-137頁.

鳥井康熙 (2008) 「外国大学の日本校」, 第8章, 塚原修一 (編著) 『高等教育市場の国際化』, 玉川大学出版部, 187-213頁.

UNESCO (2008) "UNESCO Portal on Higher Education Institutions"
(http://portal.unesco.org/education/en/ev.php-URL_ID=49864&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) (2008.06.21)

UNESCO and APQN (2006) "UNESCO — APQN Toolkit: Regulating the Quality of Cross-Border Education"
(<http://www2.unescobkk.org/elib/publications/087/index.htm>) or
(http://www.apqn.org/virtual_library/reports/) (2008.06.21)

米澤彰純 (2005) 「国際的質保証ネットワークと国際機関」, 第10章, 広島大学高等教育研究開発センター編, 『高等教育の質的保証に関する国際比較研究』, 広島大学高等教育研究開発センター, COE 研究シリーズ, 第14号, 215-231頁.

(受稿日 平成20年7月7日)

(受理日 平成20年10月27日)

[ABSTRACT]

“UNESCO — APQN Toolkit: Regulating the Quality of Cross-Border Education” (Translation)

SAITO Takahiro *

In the rapid globalization of economy, society and culture, the cross-border mobility of students and faculties in higher education has been increasing. However, such cross-border activities have not been adequately addressed by systems of quality assurance, in particular. This article introduces the “UNESCO — APQN Toolkit: Regulating the Quality of Cross-Border Education” co-produced by UNESCO and the Asia Pacific Quality Network in 2006. The toolkit is designed to assist governments and policymakers in establishing appropriate regulations concerning the quality of cross-border higher education, by discussing actual cases from the perspective of both provider countries and receiver countries. This translated article is expected to be useful as reference material for many stakeholders involved in cross-border higher education.

* Associate Professor, Department of Research of University Evaluation, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

ユネスコ—APQN ツールキット
国境を越えた教育の質の規制

国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) / アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN)

訳：齊藤 貴浩

はしがき	67
セクションⅠ：序論	67
1.1 ツールキットの使用法	67
1.2 ユネスコ／OECDのガイドライン	68
セクションⅡ：国境を越えた教育	69
2.1 定義——国境を越えた教育とは何か	69
2.2 国境を越えた教育の性質の変化	69
2.3 国境を越えた教育のタイプ	70
2.4 質の問題をもたらす要因	71
2.5 質の問題とその影響	72
セクションⅢ：規制の枠組み——受入国	73
3.1 規制の枠組みの機能	73
3.2 規制の枠組みのタイプ	74
3.3 制度の選択と設計に影響をおよぼす要因	75
3.4 規制の枠組みの設定	76
3.5 準備、実施、実効	80
3.6 結論	84
セクションⅣ：規制の枠組み——提供国	85
4.1 どうして提供国が規制を考えるべきなのか	85
4.2 規制の方法	85
4.3 規制の範囲の決定——対象範囲の広さ	85
4.4 規制の範囲の決定——対象範囲の深さ	86
4.5 アク্রেディテーションの基準	87
4.6 準備、実施、実効	88
4.7 結論	89
セクションⅤ：規制の枠組みの例	89
5.1 中国——受入国の例	89
5.2 香港——受入国の例	90
5.3 マレーシア——受入国の例	91
5.4 ニュージーランド——受入国の例	92
5.5 ニュージーランド——提供国の例	92
5.6 オーストラリア——提供国の例	93
5.7 英国——提供国の例	94
5.8 米国——提供国の例	95
セクションⅥ：用語解説	96
セクションⅦ：参考資料とリンク	97

ユネスコ—APQN ツールキット 国境を越えた教育の質の規制

国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) / アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN)

訳: 齊藤 貴浩*

はしがき

この『ユネスコ/APQN ツールキット: 国境を越えた教育の質の規制』は、経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development: OECD) / 国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO)) の『国境を越えて提供される高等教育の質のガイドライン (Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education)』を補完するものである。本書は、国境を越えた教育の提供と受入にかかわる国々の、質保証に関する規制の支援を目的とし、各種の主要な問題点、およびそれに対処するためのいくつかの方法について論じている。

本書の草案は、2006年3月4日に中国の上海で開かれたアジア太平洋質保証ネットワーク (Asia-Pacific Quality Network: APQN) の第2回年次総会で提示された。現行の『ツールキット』には、同会議の出席者による批評や提案が取り入れられている。筆者は、そうした方々の貴重な意見に謝意を表す。

本ツールキットでは、受入国と提供国の規制の枠組みに関して、それぞれ別のセクションを設けて示している。ほとんどの国は国境を越えた教育の提供国であると同時に受入国でもあるとの認識は重要であるが、国境を越えた教育の提供と受入についてそれぞれ異なる規制の側面に焦点を合わせる必要から、これらは2つのセクションに分けられている。

OECD / ユネスコのガイドラインは、国境を越えた教育の6つの主な利害関係者を特定している。現在のところ、本ツールキットは政府と政策立案者に重きをおいているが、今後、内容が拡充され、

いずれは他の関係者も含まれるようになる予定である。将来作成されるセクションには、以下のような各種の利害関係者の視点が含まれることになる。

- 質保証・アクレディテーション機関
- 国境を越えた教育を提供している、または提供を計画している高等教育機関およびその他の機関。その経営幹部と教員を含む。
- 信用評価・認定機関
- 国境を越えた教育に関心を持つ学生組織
- 職能団体

本ツールキットの発行はユネスコとAPQNの貢献によって実現された。プロジェクトチームはその両者に感謝する。特に、ツールキットの作成に関してトニー・デイヴィスとウォン・ワイ・サムに、そして文書の詳細な検討に関してAPQNに謝意を表す。

セクション I : 序論

1.1 ツールキットの使用法

本ツールキットは、国境を越えた教育の受入国または提供国の立場から、質保証の規制の枠組みを構築する上で役立つ参考資料として作成されたものである。本書が焦点を当てるのは、各種の重要な問題と考慮すべき点、多様な規制枠組みのモデル、枠組みの設定に関する実際的手段、および一部の制度におけるこれまでの経験に基づいた、今後注意すべき落とし穴についてである。

本書は、規制の枠組みを構築するための決定を行う上で、政策立案者やその他の関係者を支援するツールである。しかし、国境を越えた教育提供の質保証に関するすべての問題に、最終的かつ包括的な答えを出すことを目的としてはいない。規

* 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価研究部 准教授

制の枠組みを構築する上で考えられうる選択肢を検討するものの、すべての選択肢が網羅されているわけではない。また、国境を越えた教育に関する特定の規制モデルを推奨するものでも、質保証の方法を推奨するものでもなく、規制モデルの選択に影響をおよぼすと考えられる各種の要因や状況を提示するにすぎない。すなわち、本ツールキットの主な目的は、事例をあげながら状況を説明し、選択肢や提案を練り上げる上での手引きとなることにある。さらに、本書は質保証の問題に焦点を絞っており、貿易政策や国内の教育能力開発との関係など、規制に影響をおよぼすであろうより幅広い問題には踏み込んでいない。

本書では、1つのセクションを各国の事例の説明にあてている。その目的は実際の例を示すことであり、必ずしも望ましいモデルとしてそれらを推奨しているわけではない。現行の規制枠組みを調査または批判することは本書の目的ではない。

本書では、国境を越えた教育に関する問題点を取り上げられているが、それは質保証の問題との関連で論じられていることに注意していただきたい。国境を越えた教育には、一方で多くの肯定的な側面や利益があることは認識されているが、それらを論じるのは本書の意図ではない。

最後に、本書の読者として想定されているのは以下のとおりである。

- 国境を越えた教育にかかわる政策立案者と政府職員
- 質保証・アクレディテーション機関
- 国境を越えた教育を行っている、または検討している高等教育機関およびその他の教育機関
- 信用評価・認定機関
- 国境を越えた教育に関心を持つ学生組織
- 国境を越えた教育に関心を持つ地域組織や国際組織
- 国境を越えた教育に関心を持つ大学教員や学会

1.2 ユネスコ／OECDのガイドライン

本ツールキットは、ユネスコ／OECDのガイドラインの実施を支援するために作成された。2004年、ユネスコとOECDは、国境を越えた高等教育の質を維持する重要性について、国際的な協力と

理解を支援・促進することを目的とし、『国境を越えて提供される高等教育の質のガイドライン』を作成する共同プロジェクトを開始した。本書の利用者はこのガイドライン (<http://www.oecd.org/dataoecd/27/51/35779480.pdf>) に精通することが要求される。

ユネスコ／OECDのガイドラインは、大学教員、学生およびプログラムの国際的な流動性が高まり、新しい形態の教育提供者や教育提供方法が増加してきたという背景の中で作成されたものである。こうした新しい動きには、営利事業者による高等教育の提供、海外分校、eラーニングなどが含まれる。

多くの国の制度は、まだ国境を越えた教育によって起こる課題に対応できるようになっていない。そのため、学生は質の低い教育や、悪徳な教育提供者の被害を受ける危険にさらされている。国境を越えた教育とその質保証に関して、国の指導力を発揮し、国際協力を進め、情報の透明性を高めることが必要である。

ユネスコとOECDは、人的、社会的、経済的、文化的なニーズに合った質の高い国境を越えた教育の発展を促進するとともに、学生やその他の利害関係者を質の低い提供者から保護するために、密接に協力しながらガイドラインを作成した。

ガイドラインは、6つの利害関係者のグループ、すなわち政府、大学教員、学生組織、質保証・アクレディテーション機関、学位・学修認定機関、職能団体に対して、行動を提言している。

そのうち「政府のためのガイドライン (Guideline for Governments)」の提言の核心は、政府が以下のような制度や体制を確立すること、またはその確立を奨励することである。

- 1) 国境を越えたすべての高等教育の受入国における、公正で透明性の高い登録または認可に関する包括的な制度。
- 2) 国内だけではなく国境を越えて提供される高等教育に対して信頼できる質保証とアクレディテーションを行いうる体制。受入国の政府は、適切な場合には、関連する国内法規の中で、国境を越えた教育の提供者にも既存の質保証制度を適用すべきである。

本書は、この提言に対応し、国境を越えた教育に関する規制と質保証の枠組みの確立や継続的な

発展において、政府やその他の関係者を支援するための参照手段を提供する。

国境を越えた教育にはさまざまな形態があるため、本書によってすべての状況に対応する包括的なマニュアルが提供できるとは考えていない。その代わりに、本書では状況に応じて適用することができる主な予想される筋書き、原則、そして課題が示される。

最後に、用語について簡単に触れておきたい。質保証の分野の主要な用語について国際的に合意された用法はなく、それぞれの語が国によって異なる内容を表すことがある。そのため、本書に使用される用語の意味が本書の末尾に記されている。

検討すべき主な課題：

- 国境を越えた教育の質を保証するためのあなたの国の仕組みは、どの程度ユネスコ／OECD のガイドラインに一致しているか。
 - ユネスコ／OECD のガイドラインに取り上げられ、あなたの国で改善することが可能なのはどの部分か。
 - あなたの国ではユネスコ／OECD のガイドラインはどの程度周知・理解されているか。ガイドラインの認知度を高めるためにはどのような手段を取ることができるか。
-

セクション II：国境を越えた教育

2.1 定義——国境を越えた教育とは何か

本書の目的で用いられる「国境を越えた教育」とは、ある国において、全部または一部が直接的に他国に由来する教育が提供されることである。学生が他国の教育サービスを受けに行くのも国際的な教育の1つの形であるが、本書の定義では、教育サービス自体が国境を越えて学生に提供されることを指している。

本書では、提供国と受入国の視点が区別されている。

- **提供国 (provider country)** とは、他の国で提供されるプログラム、学位・資格 (qualification, 訳注：以下、学位、称号、職業資格等のすべて

を包含するものとして「学位・資格」と表記する)、その他の知的財産 (たとえば学習コースの構成要素など) の出所国である。

- **受入国 (receiver country)** とは、国外で生まれたプログラム、学位・資格、その他の知的財産の提供を受け入れる国である。

多くの国が国境を越えた教育の提供国であるとともに受入国でもあり、両方の視点にかかわっている。

国境を越えた教育を定義する1つの方法は、当該機関の所在する国以外で行われる、学生への学位・資格の授与に着目することである。この定義は国境を越えた教育の多くを包含する。しかし、その他にも規制制度を構築する際に考慮すべき、さまざまな形の関連する活動がある。たとえば、他国からプログラムが発信される場合に、プログラムはそれを開発した他国の機関の投入によって提供されるが、修了資格は「受入国」から与えられることがある。本書の焦点は規制に関する検討にあることから、こうしたタイプの組み合わせも「国境を越えた」教育の定義の中に含まれている。

2.2 国境を越えた教育の性質の変化

国境を越えて教育が提供されることは目新しい現象ではない。中には近代教育制度の発展以前から存在するものもある。近代では、アジア太平洋地域内での移動を含め、学生が外国で勉強するために移動するという長い伝統があり、学者や研究者の交流も古くから行われている。

しかし、ここ数十年の間に、国境を越えた教育の性質と規模が変化しつつある。伝統的な教育の移動に加えて、教育の商業的な可能性——国から国への教育の「輸出」——が注目されるようになってきた。さらに、誰にでも使える新しい技術の発展と、国際的な移動が手頃な費用でできるようになったことがこれに拍車をかけている。今や国境を越えた教育は急速に、しかも絶え間なく変化しているのである。

国境を越えた教育には、受入国ですべて対面授業で行われるプログラムから、遠隔教育の形で提供国からプログラムが直接届けられるものまで、多様な形態がある。

そのような国境を越えた教育の需要と供給は、

以下のようなさまざまな要因によって決定される。

需要サイド

- 受入国の学生にとっての外国の学位・資格の魅力
- 受入国における適切なレベルの教育の供給不足
- 学生にとって、低コストで、自国を離れることなく、外国の学位・資格取得のための学習ができるという魅力
- 国境を越えたプログラムによって提供される柔軟な学習方式、たとえばパートタイム制、遠隔教育、速習コース、集中コースなどの魅力
- 付加的な学位・資格など、より多くの多様なプログラムが提供されるという魅力

供給サイド

- 遠隔プログラムとそれによる学位・資格の取得に関して、遠隔地へのより優れた授業配信や支援を促進する技術の発展
- 教育機関にとって新たな収入源を開発する必要性
- 主要な教育提供国の一部における学術的文化や組織文化の変化——増大する企業家精神の重視と商業的な機会の追求
- 外国の市場で新しいプログラムや新しい教育提供方式を試したいという願望
- 外国に対する教育の提供を通して自己啓発や教育の理想の実現を目指したいというスタッフの願望

各国間での教育の移動の増加は、教育がますます国際化していることを意味する。加えて、教育の生産物はしばしば取引可能な商品とみなされる。ゆえに、教育はますます市場や消費者の要求に結びつき、また教育提供者が財政的な利益を生み出す必要性にも結びつくようになりつつある。

消費者の需要と財政的利益の要求とが、教育の提供に影響をおよぼす要因となり、学問の水準、自治、誠実性といった他の優先事項との間に対立関係が生じることがある。そして、これらが互いに引っ張り合うことで、結果として教育の質と消費者保護に関する問題を発生させることがある。

起こりうる問題の極端な例としては、ほとんど勉強しなくても、あるいはまったく勉強しなくてもお金を支払った者に学位を与える「ディプロ

マ・ミル (diploma mills)」がある。ディプロマ・ミルで「買われた」学位は、学生にとってほとんど、あるいはまったく価値がないことが多い。しかし、法に適った献身的な教育提供者でさえ、学問的要求と商業的要求との潜在的な対立から影響を受ける。加えて、教育機関の経営破綻などの要因がプログラムの質の低下を引き起こし、それがその国の教育制度や学位等の評判と価値に広範な影響をおよぼす恐れがある。

このように、国境を越えた教育の性質と規模の変化、およびその結果として生じる問題により、国境を越えた教育の質保証はきわめて今日的な重要な問題であるといえる。

2.3 国境を越えた教育のタイプ

国境を越えた教育提供の質に関して起こりうる問題を理解するためには、国境を越えた教育が取りうる様々な形態を考えることが有益である。その形態には以下のようなものが考えられる。

- 高等教育機関の分校の設立
- 現地のパートナーと協力し、提供国の教育機関／学位・資格授与機関がプログラムの設計と実施（指導や評価）の大部分をコントロールするもの
- 現地のパートナーと協力し、プログラムの設計は提供国の教育機関が行うが、プログラムの実施は共同で行うもの
- 現地のパートナーと協力し、プログラムの実施が主に現地のパートナーに委任されるもの
- 現地の教育機関によって設計および実施されるプログラムを、国外の学位・資格授与機関が認可するもの
- 印刷教材や電子的配信の使用によって、提供国の教育機関が純粋な遠隔教育方式を採用するもの

国境を越えた教育の提供が現地のパートナーとの協力を含む場合、このタイプの協力の中には、以下のような様々な異なる要因が考えられる。

- 共同事業のために採用されている法的・組織的形態
- 提供国の教育機関が物理的に存在する程度
- 資本集約度と提供国の教育機関による関与の規模
- プログラムの結果として得られる学位・資格

を、受入国が授与するのか、提供国が授与するのか、あるいはその両方か

- 資産（知的財産を含む）の所有権の共有の程度
- スタッフの出所とその割合（受入国／提供国／その他の国）
- 主要な決定やプログラムの実施に現地パートナー組織が関与する程度

学位・資格に着目すると、国境を越えた教育には以下のような様々な学位・資格が考えられる。

- 提供国の質保証機関によって外部質保証がなされたプログラムと学位・資格
- 提供国の教育機関によって内部での認可／アクレディテーションを得た、提供国における名称を持つプログラムと学位・資格
- 専門職業資格／国際的な資格
（IELTS (International English Language Testing System, 訳注：英国連邦で主流の英語能力認定テスト) など) を導くプログラム
- サービスの受入国におけるプログラムと学位・資格（しかしその開発や実施に提供国が大きく寄与する）
- 共同で授与される学位・資格を含む、これらの混合

上記の例から、現地パートナーとの協力や責任分担の方法、学位・資格の授与や認定の方法をはじめ、プログラムの実施と構造には多くの採りうる方法があることがわかる。そして、これらの形態は、起こりやすい問題のタイプや、適切な規制上の対応や保護と、密接な関係を有している。

2.4 質の問題をもたらす要因

国境を越えた教育の場合、距離的に遠いという問題や、法的・文化的に異なる枠組みの中で運営しなければならないという問題によって、質保証に関して一般的に見られる問題がより複雑になる。慎重に管理されなければ、重大な問題が発生して破綻する可能性がある。

質を維持する主な責任はサービスの提供者にあるが、提供国と受入国双方の政府と質保証機関も、プログラムと学位・資格の質を確保し、提供国のシステムを機能させる上で役割を果たすことができる。また同様に、外部質保証も消費者やその他の利害関係者にとって重要な保護の手段であり、

質が保証されているという指標となる。

質の問題にどのように取り組むかを決定するにあたり、教育提供者の具体的な事業環境と起こりうる問題の性質を考慮する必要がある。これらは、規制の枠組みを構築したり、その基準の詳細や実施の過程を検討したりする際に考察されるべき要因である。質に関連する主な問題には以下のようなものがある。

マクロレベルの要因：

- 国境を越えた教育の質を管理またはモニタリングする国レベルでの質保証システムの不十分さ。**多くの国がアクレディテーションや質保証のシステムを確立しているが、その大部分は国内の教育を対象とするものであり、国境を越えた教育のチェックには力が注がれていない。
- 学生や消費者に対する情報源の不十分さ。**学生は、質以外の理由で学習プログラムを選ぶこともある。また、消費者にとって明確な情報がない場合も多い。消費者向けのわかりやすい情報とガイドラインの不足は、質の低い教育を増大させる。

機関レベルの要因：

- 国境を越えた教育に関する理解の不十分さ。**国境を越えた教育は多くの教育提供者にとってまったく新たな教育形態であり、特別な計画と配慮を必要とする。高等教育機関は、関与する問題の複雑さについて過小評価することがある。たとえば、現地の教育環境への適応、現地の学生のニーズの理解、現地の教員その他の支援スタッフの質と供給といった問題がある。また、高等教育機関が、遠隔教育など、現地の学生の多くにとって馴染みのない教育実施方式を選ぶこともある。
- 機関における質保証の機能の不十分さ。**提供国の教育機関は、国境を越えた教育事業の自らの管理と質保証に関して十分に発達したシステムが必要であることを過小評価することがある。単純に国内のプロセスを国外に移転させればよい、あるいはパートナー機関が質保証の問題に対応してくれると見込みをつけるだけではうまくいかない可能性が高い。また、システムが存在していても、それが十分に実行されない危険性がある。

- **現地の教育制度の理解の不十分さ。** 現地の状況の理解不足から、学術的な面で誤った決定がなされ、それが学生の受け入れやプログラムの実施の質に悪影響をおよぼす恐れがある。
- **現地での資源確保の難しさ。** 国境を越えたプログラムを提供する教育機関は、多くの場合、現地のスタッフや図書館の支援などのように、現地の資源に依存しなければならない。しかし、そのプログラムにふさわしい資源を現地で質量ともに十分に確保することが困難であり、提供国から必要なだけの資源を供給するのも現実的でない、または多額の費用がかかるという状況が起こりうる。
- **十分な経験を持たない現地パートナーへの過剰な依存。** 十分な経験を持たない現地パートナーに権限を委任しすぎると、問題が生じることがある。また、更なる要因として、パートナーとして営利組織や企業を利用することも、事業運営の目的の衝突、すなわち投資家のために利益を生み出すという営利事業の目的と、学生のニーズを満たすために質の高い教育プログラムを提供するという目的の衝突を引き起こす可能性がある。
- **機関の間の合意や協力の不十分さ。** しばしば他の機関との協力の仕方が適切でない場合がある。特に受入国の側が第3段階教育 (tertiary education, 訳注: 広範な中等教育後の教育が想定されている) である場合に起こる。質の問題の多くは、共同事業や資源共有を同等の機関と行うことによっておそらく解決できるものと考えられる。
- **マネジメントとガバナンスの構造の不十分さ。** しばしば、国外での教育提供に関する学術的な面での重要な決定や、プログラムの質の効果的なモニタリングに対する学位・資格授与機関としての取り組みが不十分である。また、公的な資金で運営される教育機関が民間企業としてこのような野心的事業を始める傾向があり、それはその事業の財務面や国外での質のモニタリングの不十分さを含め、不確かなガバナンスを生じさせることがある。

2.5 質の問題とその影響

上述した要因は、質に関する以下の問題をもた

らす可能性がある。

プログラムの質

プログラムの質は、学位・資格授与システムの信頼性の中心である。異なる水準にあるインプットやプログラムの成果に対して同一の学位・資格が与えられることがあれば、その信頼性が傷つけられる。問題は、プログラムの実施方法、内容、構造で発生する。プログラムに生じる問題としては、以下のものがよく見られる。

- プログラムの水準の低さ (内容が短縮または削減されている、学生にとってモジュールの選択肢や選択科目が少ない)
- 入学と卒業の要件の低さ (入学基準が低い、事前に履修が求められる要件が少ない、卒業の要件が低い)
- 貧弱または不十分な教育資源 (無資格または経験不足のスタッフの使用、質の低い、または学生に適さない学習教材の使用、不十分な図書館資源や実験室など)
- 好ましくない教育手法や不適切な教育実施方式 (集中授業/ブロック授業、期間短縮プログラム、速習コースの過度な使用)
- 適切に監督されておらず、学生のニーズを満たしていない教育実施方式

誤解を招く、または実際と異なる情報

もう1つの重要な問題は、利用できる情報の質である。この問題には、プログラムの実施 (たとえば科目の内容、授業、資源、スタッフの配置) に関する情報などのように、プログラムに関連した虚偽の主張も含まれる。そのほか、プログラムのステータスや認定に関して誤解を招くような情報や虚偽の主張が示されていることもある。たとえば、認定がなされていないにもかかわらず、自分たちの組織や授与する学位・資格が提供国の政府、受入国の政府、あるいはア Krediteーション団体や職能団体によって認定を受けていると主張する教育提供者もいる。

財政上の問題

財政上の問題には、授業料の不払いや、教育提供者の財政難によるプログラムの中止が含まれる。ときには、教育提供者の経営が完全に破綻することもある。提携によって教育が行われる場合には、すべてのパートナーの存続可能性を検討することが重要である。また、財政上の問題には金融詐欺

も含まれる。たとえば、悪徳経営者が学生や政府の資金を騙し取ろうとするような場合である。

学生とその家族がかなりの金額を支払ったにもかかわらず、プログラムが期待やニーズに合わないという状況が数多く見られる。学生がプログラムや教育提供者をしっかりと見極め、情報に基づいた合理的な選択を可能とするために、完全かつ正確な情報が学生に提供されることが大変重要である。

こうした問題は、受入国と提供国の双方に深刻な悪影響をおよぼす恐れがある。したがって、受入国も提供国もしっかりとした質保証の仕組みを作り、学生が情報にアクセスできるようにするために、互いに協力しあうことが重要である。

また、消費者に十分な情報が与えられない場合や消費者の認識が低い場合には、国外から入ってくる質の低いプログラムとの競争により、国内の質の高い教育が被害を受けることもある。

市場に質の低いプログラムが存在すると、学生が取得した学位・資格が、雇用者に認めてもらえない、あるいは労働市場で通用しないということになりかねない。卒業生が水準の低い技術しか身につけていなければ、十分な仕事をする事ができず、そのサービスの利用者にとっても有害となる。提供国の観点からいうと、質の低いプログラムに関与することは、質の高い教育提供者であるというその国での評判をも損なう恐れがある。

国家の利益

一部の国は、国境を越えた教育の提供はしばしば自国の文化的または経済的ニーズに合わず、教育機関に期待される機能を十分に果たしていないことを懸念している。これは厳密に言うとならば教育の質や学生の金銭的利益に影響をおよぼす問題ではないが、国によっては教育専門家や政策立案者の関心事になっている。

次の2つのセクションでは、こうした問題に対応する規制の方法について論じる。まずセクションⅢで受入国の視点から問題を検討し、続くセクションⅣで提供国に特有の役割について考察を加える。

検討すべき主な課題：

- 国境を越えた教育はどのように変化している

か。質保証に対して——特に質保証の規制上の方法に対して——それはどのような影響をおよぼすか。

- 国境を越えた教育の質にとって主なりスクは何か。それは国内の質保証の問題とどの程度異なるか。
- 国境を越えた教育の質の問題の背後にはどのような特有の要因があるか。
- 国境を越えた教育の質に関し、提供国と受入国がどのようなバランスで責任を分担するのが適切か。このバランスを最も適切に確立し、管理するにはどうすればよいか。

セクションⅢ：規制の枠組み——受入国

国境を越えた教育の規制には多くの方法があり、政府は、自国の状況と要求に最もふさわしいモデルを採用する必要がある。理想の解決策や、「最良の」解決策はない。採用される方法は規制制度の目的にも結びついているのである。このセクションでは、まず、規制制度の目的——国境を越えた質の高い教育を確保する規制の枠組みの根拠——について見ていく。

3.1 規制の枠組みの機能

一般に、受入国の視点による規制の枠組みの機能には、以下の一部、あるいはすべてが含まれる。

- 政府が国境を越えた質の高い教育——および国内の教育の成果に対する影響——について規制および関係者の保護ができるようにすること
- 政府が教育の供給を規制できるようにすること
- 政府が国の政策（教育、経済、その他の政策）に従って国境を越えた教育の提供を規制できるようにすること
- 政府が国境を越えた教育の市場と事業運営について情報を収集できるようにすること——これは政策と規制の継続的な構築に役立つ。
- 政府による学生や他の利害関係者への情報提供を支援すること

3.2 規制の枠組みのタイプ

規制またはモニタリング制度の導入や更なる発展は、それがどのようなものであれ、教育市場の運用や提供国の教育機関の自治に影響をおよぼす。

したがって、自由な市場と高等教育機関の自治の理念が高度に保護されている場合には、政府は規制モデルの決定にあたり、政策的な意図に加えて、学術面での議論にも配慮する必要がある。この決定は、政府が規制の枠組みを通じて最終的に達成しようとしている目標と、その目標を達成するための最も効果的かつ効率的な方法の判断によってなされる。

規制の枠組みは、規制の方法に関する一連の選択——状況、資源、現行の規制の文化に従ってなされる選択——で考えられる。以下に、検討を要する主な課題のそれぞれについて、多様な選択肢を示す。

3.2.1 厳しい規制と緩やかな規制

規制の枠組みを決定する際には、緩やかな規制を行う簡素な方法から、より禁令的な厳しい規制による方法まで、管理の強さの程度によって選択しうる連続的な一連の方法がある。

「緩やかな」あるいは「ソフトな」タイプの方法は、認可や登録の制度と特徴づけることができる。その場合、管理や要件は最小限であり、規制の目的は限定的である。教育施設の適切性と安全性の保証というような基本的要件が付加されることもあるが、事業の登録以外に何ら要求されない場合もある。

もう少し管理の程度が強くなると、他の要件が加えられるようになる。たとえば、国境を越えた教育の教員を専門教員として登録することや、国境を越えた教育の事業が最低限の設備投資をすることなどが求められる。

単純な登録制度によって、政府は、国境を越えた教育の市場での活動について情報を得るとともに、最低限の管理をすることができる。認可や登録の制度は通常、国境を越えた学習プログラムに関して学術的な基準を設定しない。

一連の手段のもう片方にあるのは、他の要件に加えて学術的な要件も設定する形の管理である。「アクレディテーション」の制度は、より積極的なタイプの規制の代表としてここに位置づけられ

るだろう。このタイプの制度にどのような基準を取り入れるかは政策的な問題であり、受入国で一般的な基準とすることも、提供国で一般的な基準とすることも、あるいはその両方とすることもできる。これは両国間での要件の衝突という問題を引き起こす可能性がある。

一連の手段の中ほどに位置するのは、受入国の国家のおよび経済的な要件が規定されるものである。この場合、国外からの教育の管理は単純に学術的な質に結び付けられるだけではなく、受入国のニーズや政策にも結び付けられる。

3.2.2 自己による認可・アクレディテーションと外部による認可・アクレディテーション

国境を越えるすべての教育提供を、提供者（またはその同業者の代表）から独立した外部組織による規制（アクレディテーション／質保証もしくはモニタリング）の対象とする制度を構築することが可能である。この場合、外部組織は政府機関、独立した登録機関、アクレディテーション機関のいずれにすることもできよう。

一方、質保証のほとんどすべての役割を教育提供者またはその現地パートナーに付与することも可能である。このような形が選択されるのは、提供国と現地パートナーの両方、あるいはどちらかに成熟した高等教育セクターが存在する場合であろう。通常、そうした高等教育機関は、自己統制と効果的な内部質保証システムの歴史を持っている。規制の責任の一部が委任または共有されるときには、政府またはアクレディテーション団体がある程度の最終的な承認権を有するのが一般的である。提供者またはプログラム／学位・資格のカテゴリーごとに、異なる方法を用いるのが適切な場合もある。

3.2.3 強制的な規制（義務的制度）とインセンティブ制度（任意制度）

規制の枠組みは、規則の順守を促すために以下のいずれかの手段、あるいはその両方を用いることができる。

- 1) 特定の基準や条件を満たした場合のみ、国境を越えた教育の事業運営を許可する。すなわち、基準が満たされていない場合の事業運営は違法とする。

- 2) 規定された条件や基準が満たされたときにインセンティブを与える。たとえば、雇用目的での学位・資格の認定や、学生が学資援助を受ける資格の付与など

規制制度は義務的でなければならないという考え方があられるかもしれないが、自由意思による制度を実行することも、基礎的な義務的要件に自由意思による制度を加えることも可能である。

3.2.4 国内の教育と国境を越えた教育の両方に適用される単一の制度と二重の制度

多くの国がすでに国内の教育システムの質を監督するためのアクレディテーションや質保証の仕組みを確立している。したがって、それらの国では国境を越えて自国に入ってくる教育に対してこの制度を適用することが可能である。一方、国内の教育提供に関して未だアクレディテーション制度を持たない国や、その確立のためのプロセスが始まったばかりの国もある。

どちらの場合も、各国は、同じアクレディテーションや質保証の制度を国内の教育と国外の教育提供者の両方に適用する（すなわち、質保証を行う同じ組織／機関を利用して、同じ法律と同じ基準を適用する）のか、それとも異なる方法や制度を開発するのかを決めなければならない。

理論的には、国内の教育にも国境を越えた教育にも同じ制度を適用することが可能である。しかし、現実には、それは実行可能ではない、または望ましくないと判断されることもある。これら2つのタイプの教育の提供は、教育提供者や消費者の背景、市場の規模と性質、関係する経済的・政治的な問題という面で、本質的に大きく異なる可能性がある。そのため、国境を越えた教育を扱うために、国内の教育とほとんど別の制度と規則を設けている国もある。

また、国境を越えた教育の規制の枠組みの中に二重の制度を設けることも可能である。たとえば、同じ国の中でも国境を越えた教育提供のタイプごとに異なる方法を用いることが望ましいと考えられることもあろう。それはプログラムの性質、行政的な効力、その他の実務的または政治的な観点に基づく。たとえば香港では、指定された（主に自己認証を行っている）現地高等教育機関と共同で提供されるプログラムと、その他の機関との提

携で提供されるプログラムとでは、異なる制度が用いられている。

複数の制度を設けることには行政的、政治的、経済的な利点がありうる。しかし、それらの利点については、起こりうる不利益（たとえば2つの制度間での一貫性や調和の欠如）や、基準、手続き、費用などが異なる中で公平性への疑問が生ずるという問題との、比較検討を行う必要がある。

3.3 制度の選択と設計に影響をおよぼす要因

規制制度の設計は、以下のような多くの要因から影響を受ける。

3.3.1 現在の政策と世論

政府の決定は主に現在の政策によって決定され、社会の信用や世論からの影響を受ける。国境を越えた教育事業に対する考え方、教育提供者の質に対する関心、自由市場と消費者選択に関する見方はすべて、政府によって選択される規制の枠組みのタイプに影響をおよぼすであろう。

あえて単純な二つの考え方で捉えると、自由貿易や教育機関の自治を主張する人々と、消費者保護や中央による学術的な質の管理を主張する人々の間で意見が分かれることがある。自由貿易の強固な伝統がある場合には、市場に大きな混乱が起きぬよう、緩やかに管理されることが多い。

3.3.2 市場の発達度と規模

市場の規模と成熟度は、規制制度の選択に影響をおよぼすために慎重な検討を要する点である。国境を越えた教育の大きな市場が存在するならば、精密で複雑な規制制度を設けることに資源を費やす価値がより高まるだろう。しかし、いかなる形の規制であっても、大きな市場からは大きな抵抗が規制に対して示される可能性があり、そうすれば政府は積極的な規制制度の構築をためらうことになるだろう。市場の賛同を得るためには、政府は規制制度の設計と、支持を得るための戦略とを慎重に考えなければならない。成熟した市場の場合、政府は、少なくとも一部の教育段階や学校種では、消費者教育と消費者による理解を期待して、「簡素な (light-handed)」方法を選ぶことができるだろう。

3.3.3 国内の規制制度の存在

受入国がすでに国内の教育に関して十分に確立された質保証とアクレディテーションの制度を有しているならば、規制による管理を国外からの教育にも拡大する正当性を示すことは容易である。しかし、国内に規制制度がない場合、国境を越えた教育に関する規制の導入は差別的であるとみなされ、その正当性の証明が難しいことがある。

多くの場合、国境を越えた教育の規制制度を設ける上で、国内制度の形式が参照すべき基準となる。国境を越えた教育の規制制度は、国内の教育に関するものと同一の制度になることも、同等または低い要件を持つ類似した制度になることもある。

また、国内の制度が成熟したものであり、高等教育機関が十分に自己統制を行っているならば、国境を越えた教育のパートナー機関となっている国内の高等教育機関に規制の責任の一部を委ねることも可能であろう。

3.3.4 国境を越えた教育の性質

市場で提供される国境を越えた教育のタイプと性質も、規制の枠組みの性質を決定する。国境を越えた教育が対面授業によって提供されるのか遠隔教育によって提供されるのか、そして高等教育機関との共同事業なのかそれ以外の機関との共同事業なのかが規制のあり方に影響をおよぼす。たとえば、純粋な遠隔教育方式はモニタリングが難しく、異なるタイプの扱いを必要とするかもしれない。規制の仕方を設計する際には、国境を越えた教育の多様性と、将来の発展に対応できる十分な柔軟性とを考慮に入れることが必要である。

3.3.5 資源の問題

どのような規制制度であれ、その運用を成功させるためには資源が必要である。たとえば、プログラムごとに細部にわたる検査が行われたり、訪問調査が含まれたりするようなきめ細かで積極的な制度は、多くの資源を必要とするであろう。制度の財源をどのように確保するのかは考慮すべき点の1つである。規制制度の財源確保はときとして——特に国外の教育提供者やその国内パートナーに追加費用を発生させるときや、それらが営利組織であるとき——慎重を期すべき問題になり

やすい。

受入国が国境を越えた教育提供の質を確保すると同時に活発な教育市場も促進したいと望むならば、財政の面からも、必要とされる「煩雑な事務手続き」の量の面からも、規制の枠組みをあまり高くつくものにしたくないと考えるであろう。

以下は、読者が自国の状況に照らしながら上記の問題を考えるのを手助けするための問いである。

検討すべき主な課題：

- 国境を越えた教育市場の規模はどの程度か。その大きさは規制の枠組みを設定する正当な理由があるといえるだけのものか。
 - 主にどのようなタイプの国境を越えた教育が行われているか。
 - 国境を越えた教育に国内の教育と同じ規制制度を適用する、または手直しをして適用することができるか。
 - 国境を越えた教育に対する一般的な世論はどのようなものか。
 - 規制の枠組みの設定は資源の問題とどのような関係を持つか。
-

3.4 規制の枠組みの設定

3.4.1 考慮すべき問題点——規制の範囲の決定

さまざまな方法や形態による国境を越えた教育が行われ、すでに活発な市場がある場合、その国が最初に考えるべき問題は規制の範囲の定め方である。

はじめに考慮すべきは、導入する規制や法の枠組みの意図にあわせて、国境を越えた教育をどのように定義するかということである。1つの方法は、国外の教育機関による国外の学位・資格を授与する学習プログラムを対象とすることであろう。

しかし、この単純な定義では対象範囲を十分にとらえられないかもしれない。たとえば、他国の教育機関が受入国に分校を設置する場合、それは他国の教育機関とみなされるのか、それとも受入国内の教育機関とみなされるのかという問題がある。海外分校は、国境を越えた教育の規制の対象とすることも、国内の教育機関とみなし、国内の高等教育機関に用いられる規則や制度を適用する

こともできる。

このほか、規制の対象範囲決定の問題には以下のようなものがある。

規制の対象となるプログラムのレベルの決定：

これは対象となるべき教育提供の範囲の問題である。国境を越えて提供される教育は多くの国では高等教育の範疇に含まれるが、専門職業教育などのその他のタイプの教育である場合もある。

考慮すべき問題には以下のようなものがある。

- 「高等教育」の適切な定義
- 準学士プログラムを規制の対象とすべきかどうかの決定
- 職業教育や専門職業人養成のプログラムを規制の対象とすべきかどうかの決定

規制の対象となるプログラムのタイプの決定：

考慮すべき問題には以下のようなものがある。

- 規制の対象とされるべきプログラムのタイプ——学術的なプログラムのみを対象とするのか、それとも専門職業人養成プログラムも対象とするのか。
- 外国の専門職業資格を授与する専門職業人養成プログラムの定義

規制の対象となる教育実施方式の決定：

考慮すべき問題には以下のようなものがある。

- 規制の枠組みに含まれる必要がある教育実施方式
- 遠隔学習プログラムは規制の対象とされるべきか否か。遠隔学習プログラムに異なるモニタリングの制度が必要か否か。

規制の対象となるプログラムの範囲の決定：

考慮すべき問題には以下のようなものがある。

- 短期の訓練プログラム、学位・資格を授与しないプログラム、または組織内部のプログラムは規制の対象とされるべきか否か。
- 最終的に他国での学習を通してのみ取得できる他国の学位・資格を導く、単位授与のプログラムは含まれるべきか否か。

規制の対象となる教育活動のタイプの決定：

考慮すべき問題には以下のようなものがある。

- 学習プログラムの構成要素の定義
- 授業はなく試験のみが行われるプログラムは規制の対象とされるべきか否か。

こうした問題に単純な答えはないが、各国はそ

れぞれの環境に照らしながらこれらを決定する必要がある。これらの問題は慎重に検討され、明確な定義とガイドラインが定められることが重要である。それにより、規制の枠組みの管理における混乱を避け、不満や不服申し立てを最小限にすることができる。

3.4.2 考慮すべき問題点——規制の基準

総合的な枠組みまたは方法として、認可制、登録制、ア Krediteーションのいずれが採用されるにしても、その中でどのような基準を設けるかが重要である。基準とは、その国で国境を越えた教育を有効にまたは合法的に行うために満たさなければならない要件、水準、または条件を指す。

一般的に、基準には大きく4つのタイプがある。それはそれぞれ以下の事柄に関連したものである。

- 本国でのプログラム／学位・資格のステータス／認定
- 学術的な質
- 消費者保護
- 国のニーズや国家政策

本国におけるプログラムのステータス／認定に関連した基準

よく見られる基準は、国境を越えた教育は提供国で認定されたプログラム（または厳密にそのようなプログラムを基礎として、現地の状況に合わせたプログラム）でなければならないというものである。認定されているとは、政府や関連機関から認可されていること、または認可されたア Krediteーション団体による適格認定を得ていることを意味し、適格認定が要求されない場合には、学位・資格授与の有効性／合法的な権限を持つ提供国の高等教育機関によって学位・資格を与えられていることを意味する。

これは重要な基準であるが、この基準を満たしていることを証明するのは必ずしも容易ではない。特に、提供国に中心的な、あるいは公式なア Krediteーション団体が存在しない場合、またはア Krediteーション団体が国外での事業運営にその責任範囲を拡大していない場合、その証明が難しい。

学術的な質に関連した基準

規制の枠組みを確立する主な目的は、国境を越

えた教育の学術的な質を保護することとされる。

(a) 学術に関する一般的基準

学術的な基準が規定される際には、提供国の基準が基礎になる場合も受入国の基準が基礎になる場合もある——前述のとおり、両方の基準を満たすことが要求されることもある。

提供国の基準が基礎となる場合、しばしば「同等性 (comparability)」という概念で表現される。これは、国外から持ち込まれる教育は提供国で実行されているプログラムと同等の基準と質を持たなければならないということを意味する。この場合、国境を越えたプログラムは受入国の国内基準を満たす必要も、受入国の政府や現地のアクレディテーション団体によって規定された一連の基準を満たす必要もない。

この「同等性」という基準は、提供国の高等教育機関や国にとって受け入れやすく、少なくとも理論的には付加される負担も小さくてすむ。多くの場合、このタイプの基準は市場や消費者の選択を制限するような禁令的な基準を設けることなく、最低限の消費者保護を導入するという政策目的を達成することができる。

「同等性」の概念は、ユネスコ／OECDの『国境を越えて提供される高等教育の質のガイドライン』草案に取り入れられている。その中の「高等教育機関／教育提供者のためのガイドライン (Guidelines for Higher Education Institutions / Providers)」において、教育提供者は「国境を越えて提供するプログラムと本国で提供するプログラムとが同等の質を持つ」ようにすべきであると推奨されている。

一方、国境を越えたプログラムは受入国の基準を満たさなければならないと定めることも可能である。この基準は、提供国の基準よりも高いことも低いこともあるだろう。現地の基準が適用される場合、「アクレディテーション」の制度が採用されることもある。この場合、国外の提供者はたとえ本国で同等のプログラムを提供していなくとも、その特定の市場のためのプログラムを開発することができる。

また、国外の教育提供者が受入国に分校を設立することがある。この場合、政府や規制当局は、この分校を国境を越えた教育の一つの形態とみなすのか、それとも国内の要件や基準が適用される

国内教育の一部とみなすのかを決定しなければならない。あるいは、国内の高等教育機関に適用している規則や基準をこのタイプの教育提供のために調整して利用するという選択肢もある。さらに、国際的な教育機関、あるいは法人が、受入国に教育を提供する（伝統的なコースや遠隔学習のコースを含む）ことがある。このように、提供されるコースに「本国 (home country)」がない場合、受入国の政府は本国の基準を参照することができないため、適切な基準を決定する必要がある。

二重システム

提供国と受入国の両方の基準が適用される二重システムを設けることも可能である。たとえば、「登録」の最低基準は提供国と同等のものとし、学術的な要素に受入国の基準を採用した「アクレディテーション」のシステムを設けることが可能である。アクレディテーションに関しては、適格認定の申請が任意で行われるシステムにすることもできる（セクションVの香港の例を参照のこと）。

二重システムのもう1つの形は、提供国と受入国のどちらの基準に関連しているかを問わず、高い基準と低い基準の2つの水準を設定することである。この場合、国境を越えたプログラムは、認可に適用される基準としていずれかを選ぶことができる。

最後に、現在のところ、適用される基準に関する「登録 (registration)」、「認可 (licensure)」、「アクレディテーション (accreditation)」という語に広く受入れられた定義はないということを指摘しておきたい。したがって、規制の基準に関して、受入国がこれらの語を明確に定義すべきである。

(b) 特定の学術的要件

国によっては、国境を越えたプログラムの実施に特定の学術的要件を設定する場合もある。たとえば以下のような要件がある。

- 国境を越えたプログラムに対し、「本国」のプログラムの内容を一定割合以上取り入れなければならないと要求するもの
- 国境を越えたプログラムに対し、一定割合以上の教員が提供国の教育機関の教員でなければならないと要求するもの
- 提供国の教育機関に対し、受入国で同様の学位／準学位の授与権限を有する教育機関と協力しなければならないと要求するもの

特定の学術的要件のタイプは、受入国が質の指標／保証のためにどのような要因を重視するかによって決定される。

消費者保護に関連した基準

規制の枠組みに基づくすべての規則や要件は、最終的に消費者保護を目的としていることを忘れてはならない。しかし、学術的な質に関する問題はそれだけで極めて重要であるため、独立した見出しで論じた。その他にも、国境を越えた教育に参加する学生や消費者を保護するための要件を設定することができる。たとえば、以下のような事柄に関連した要件がある。

- 教育提供者の資本／財務上の仕組み
- 授業料とその返還方針（「授業料保護（fee-protection）」）
- 適切かつ安全な教育施設の使用
- プログラムの広告、学生に対する正確で誠実な情報の提供、その他のあらゆる学生支援・助言に関する点（pastoral care, 訳注：学生の生活全般に関する支援・助言）

国のニーズや政策に関連した基準

国境を越えた教育は国益に適うものでなければならず、その社会に特有のニーズを満たすために存在しなければならないと考える政府は、ときとして、国外から提供される教育に対してもその目的を満たすよう求めることがある。そのような要件は、プログラムの質や基準の問題とは別であり、教育、文化、経済または言語に関する社会のニーズに関連したものである。そのような基準を定めるかどうか、定めるとすればどのような内容にするのかは、国家政策の問題である。こうした基準が設定される場合、それは他のタイプの基準に代わるのではなく、それに付加されることが多い。

検討すべき主な課題：

- 国境を越えて提供されるコースは本国によって認可または認定されるべきか。認可や認定にかかわるのはどの権限当局か。
- 国境を越えて提供されるコースの学術的な基準を設定する際、提供国（または提供国の高等教育機関）の水準を参照すべきか、それとも受入国の水準を参照すべきか。
- 国境を越えて提供されるすべてのタイプの

コースに1つの基準／制度が適用されるべきか。

- 消費者保護のためにどのような規則を設けることができるか。
- 国境を越えて提供されるコースは、文化や言語の要件、あるいは経済や教育の政策など、特定の国家政策に一致するものでなければならないか。

3.4.3 規制の枠組みを定める際に考慮すべきその他の問題点

規制の枠組みを決定し、構築するにあたって考慮すべきその他の問題には、以下のようなものがある。

枠組みのタイプ——規則による規制か法律の制定か

考慮すべき核心的な問題の1つは、規制の枠組みを何によって支えるか——すなわち法を施行するのか、それともそれに代わる規則や行政上の仕組みを用いるのかという点である。

一般に、規制制度を実施しようとするならば、それが善意、あるいは報酬やインセンティブに依存する、自由意思に基づく登録制度やアクレディテーション制度でない限り、何らかの形の法的な支えが必要である。考慮すべき問題点には以下のようなものがある。

- 現行法が適用されうるか否か。現行法と、追加される規則やインセンティブのシステムとの関係はどのようなものになるのか。
- 施行される新しい法の性質。一般的で大綱のような法とし、規則や行政上の手段によって細部を決めることも、また登録やプログラムの認可に関する詳細な基準のような実施の細部をも含む包括的な法とすることも可能である。

必要な具体性（および重要性和影響力）を法に取り入れながら、あまり細かく拘束的なものになりすぎないように、両者の適切なバランスを取る必要がある。皮肉なことに、あまりにも細部にわたる法はときとして逆効果となり、細部を定める規則や政策文書（変更や調整が迅速で容易である）をとともなう大ざっぱな法よりも、抜け穴が多くなりやすい。

枠組みの性質

規制の枠組みでは、罰則を強調することもインセンティブを強調することもできる。罰則を強調する方法では、一定の基準や条件を満たしている場合にのみ国境を越えた教育の実施を許可する。このタイプの場合、基準が満たされていないならば、教育を行うことは違法となる。この方法が実効力を持つためには、罰則を規定する法によって支えられる必要がある。もう1つの方法は、規定された条件や基準が満たされたときに与えられるインセンティブを強調するものである。これは、たとえば就職に役立つ学位・資格を認定したり、基準を満たしたプログラムで学ぶ学生に学資ローンの利用資格を与えたりすることによって実現することができる。

実行組織の選択

規制の枠組みを実行および管理するために用いることのできる組織にはいくつかのタイプがある。

- 政府の組織
- 政府以外の独立した組織。ア krediteーション団体など
- それぞれ異なる責任を持つ複数の組織の利用。たとえば、教育システムの管理面に責任を持つ組織と、評価やア krediteーションに責任を持つ組織など（セクションVの香港の例を参照のこと）

組織の選択は、規制の責任を引き受ける既存の団体があるか否か、そのステータスと役割、およびその団体がこの付加的な機能を効果的に実行しうる専門能力や人的資源の質的・量的能力を持つか、などの要因に左右される。新しい組織を設立するかどうかを考えるにあたっては、新設に必要とされる時間や資源と、既存の組織をその任務に利用または再配置することのメリットとデメリットとが比較検討されなければならない。また、組織の選択には政策や政治上の考慮がなされる場合もある。

規制の枠組みの財源確保

規制の枠組みを定めるときには、政府は、国境を越えた教育の質保証に関する財源をどのように確保するかを決定する必要がある。これに関してはいろいろな考え方がある。一方で、規制は受入国の利益（すなわち公共の利益）になるのであるから、納税者が支払うべきであり、ゆえに政府が

費用を負担すべきであるという考え方がある。他方で、国境を越えた教育提供者がその制度（すなわち私的な利益）の費用、あるいは少なくともその一部の費用として、評価やア krediteーションの費用を支払うべきであるという考え方もある。中には、受入国の政府と国境を越えた教育提供者の間で費用を分担するという選択がなされている場合もある。

これらは、制度の創設費用と運用費用、および国境を越えた教育提供者とその関係者の反応を考慮に入れながら、政府が政策上の決定をしなければならない事項である。教育提供者やそのパートナーの多くが営利組織であることから、財源の問題はときとして規制制度の設計に影響をおよぼす重要な要素になる。

検討すべき主な課題：

- 規制の枠組みは法によって実行されるべきか。そのような枠組みを定めるために現行法を改正することができるか。あるいは、行政的な手段を通して規制を実施することができるか。
 - 規制の枠組みは違反した場合の罰則によって実施されるべきか、それともインセンティブを与える各種の方法を通して実施されるべきか、あるいはその両方か。
-

3.5 準備、実施、実効

3.5.1 準備

規制の枠組み設定の準備段階で、少なくとも次の4つの分野の活動が検討されるべきである。

- 国境を越えた教育に関する背景の調査、分析、専門家からの助言
- 規制の問題の調査検討と規制制度の設計
- 実施の準備
- 規制制度の広報と普及促進

a. 背景の調査、分析、専門家からの助言

国境を越えた教育の市場規模、提供されるプログラムのタイプ（その教育段階と学習分野を含む）、国境を越えた教育提供の形式（海外分校、現地高等教育機関や商業組織との協力など）、およびプログラムの大部分が遠隔学習方式で提供されるか

どうかを含む教育実施方式などの調査が準備には必要である。この調査では、現在と過去の傾向を調べるだけでなく、将来の動向にも目を向ける必要がある、これらの調査事項はすべて、採用される規制制度のタイプに影響をおよぼす可能性がある。

政府は、効果的な調査および専門家からの助言を通して、国境を越えた教育にともなうあらゆる問題を理解しなければならない。これには、国民、学生、雇用者、国内の学術団体、国境を越えた教育提供者からの意見聴取が含まれることもある。利害関係者も同様に、各種の問題を解決するための最も適切な方法について意見を持っているであろう。この過程は、政府が認識された問題に対処するために必要な規制制度のタイプについて見解を形成し、規制制度に対する国民や国境を越えた教育提供者の反応を押し量るのに役立つ。

b. 規制モデルの調査と規制制度の設計

調査と並行して行われる第2段階は、他の国で実施されている制度を参照にしながら、規制に関する各種のオプションやモデルを詳しく調べることである。その際、市場の状況、国境を越えた教育の類型、および調査段階で認識された質の問題を考慮に入れる必要がある。机上の調査も、他国の関係者と書簡や面談で直接話し合うことも有益である。

もう1つの作業は、教育と消費者保護に関する既存の法や規則を詳しく検討し、国境を越えた教育に合わせてそれらを修正することができるのか、できるとすればどのような形で修正すればよいのかを検討することである。新しい法律が施行されるならば、それが現行の法律におよぼす影響、あるいは逆に現行の法律が新しい法律におよぼす影響について検討することが重要である。

規制の枠組みを設計するときには、前のセクションで強調した問題点（規制の範囲、国境を越えた教育の認可の基準と水準、実施に責任を負う組織の決定、財政上の問題の決定など）にも対応する必要がある。

c. 実施の準備

規制制度を実施するための準備には以下のような事柄が必要であろう。

- 段階的な実施の必要性、および登録／アクレディテーションの「猶予」期間を設ける必要

性を考えながら、実施の計画と時間的スケジュールを決定すること

- 必要な作業量と資源の推定、申請料金の設定、手続きの決定など
- 規制の役割を果たす組織の設立または再配置、担当者の研修、申請のシステムおよび申請の処理とデータ管理システムの設計、必要に応じた専門家／評価者の募集
- 基準、必要書類の作成、処理システムのテストの実施

d. 規制制度の広報と普及促進

施行の前に、規制制度を公表し、各種対象団体（国境を越えた教育提供者とその国内パートナー、提供国の教育部門の代表者、職能団体、雇用者と学生の代表などを含む）の支持を取り付け、当該制度について一般国民に伝えることが重要である。

3.5.2 実施

a. 施行

施行の日が決められ、明確な形で発表されなければならない。申請の期限や完全実施前の猶予期間がある場合には、それらも公表される必要がある。施行後、対象として意図された教育提供者がこの制度に適切に取り込まれているかどうかを調べることが必要となるであろう。既知の教育提供者に直接的に接触することを含め、施行の初期の段階で制度について周知徹底を図るのが賢明である。

また、この規制制度の仕組み、その規定に従わなかった場合に予想される結果、および制度によって要求されている登録や、アクレディテーションの取得がなされていない学習プログラムに学生が入学した場合に起こりうる問題点について、消費者と一般国民に十分に理解してもらうことが必要である。このタイプの広報活動は継続的に行われなければならない、必要に応じて定期的に繰り返したり強化したりすべきである。

b. 制度順守の証拠の確定

施行の時期に、規制の基準を満たしていることを証明するために必要な証拠を収集し、それを決定することが必要である。証拠は以下から集めることができるであろう。

- コースの提供者によって提出される情報
- 規制当局によって実施される調査

- 提供国の政府または質保証機関によって提供される情報もしくは保証

学術的な質／同等性の基準を満たすためには、以下のような、とりわけプログラムとその実施方法についての証拠が求められる。

- プログラムの構造，期間，内容
- 入学と卒業の要件
- 教育実施方式
- スタッフの配置
- 学習教材およびその他の学生支援
- 評価——要件と責任
- プログラムの管理——提供国の教育機関とその国内パートナー（存在する場合）の質保証プロセス
- 提供国の教育機関とその国内パートナーのそれぞれの責任に関する合意
- 提供国の教育機関とその国内パートナーの間の意思疎通経路

消費者保護に関するものなど、その他のタイプの基準についても必要に応じて証拠が提示されるべきである。プログラムの提供者は必要とされる証拠のタイプを理解しなければならない。

3.5.3 実効

国境を越えた教育の不法な事業運営や規則違反を明らかにすることなど、規制の行使も同時に実効あるものとされなければならない。規制は、不正行為や不履行の報告に基づいて違法な事業者を積極的に摘発することによって、機能させることができる。施行の初期の段階では、規制要件の理解不足など、酌量事情を考慮すべき場合があるかもしれない。

そして、規制の枠組みの施行にともない、実施の問題点や設計上の抜け穴を明らかにし、適切で可能なフォローアップや修正を行う機会を設けるべきである。

検討すべき主な課題：

- 国境を越えた教育の市場に関して調査が行われているか。他国の規制の枠組みに関して調査が行われているか。国境を越えた教育提供者と国内の関係者の規制への反応に関して調査が行われているか。

- 規制の枠組みを考えるにあたり、規制の範囲、規制の基準、組織の選択、実施の時間的スケジュール、資源に関して短期的・長期的に推測される結果、料金が検討されたか。
- 導入の段階で、規則順守を立証する証拠はどのように収集されるべきか。またその証拠はどのようにして検証されるのか。質の指標は何か。

3.5.4 提供国との協力

規制制度の実施の際には、提供国およびその質保証機関と協力することが望ましい。それは以下の理由によるものであり、提供国との協力が不可欠な場合も少なくない。

- 質を規制するために受入国ができることには限界があるため
- 受入国が自国の要件を提供国に伝えることが必要であるため
- 提供国の学位・資格授与機関の方が、多くの場合質の規制が容易であるため
- 提供国の学位・資格授与機関は、学位・資格授与自体の質に責任を持つべきであるため

国境を越えた教育の質については、提供国と受入国とで責任が共有されるべきであり、提供国と受入国が互いに懐疑的あるいは否定的な態度を取るような状況は望ましくない。それよりも協力の経路を確立する方が、両国の政府と質保証機関にとってはるかにすぐれた方法である。以下のような協力が可能であろう。

- 国境を越えた特定のプログラムや学位・資格授与機関について、そのステータスや認定およびア krediteーションに関して、提供国に確認を求める。
- 提供国の教育制度と質保証制度について情報を得る。
- 受入国の規制の枠組みについて提供国に情報を提供し、この情報の普及にあたって協力を求める。
- 特定の教育機関やプログラム、およびそれらの国境を越えた教育事業に関して、関連する質保証機関の間で情報を交換する。
- 提供国と受入国が不定期または定期的に互いの評価・監査活動に参加する、あるいは受入

国が質保証活動の実施を（たとえば海外監査を通じて）提供国に依頼する、または国境を越えた教育の質保証に関しては提供国の質保証を信頼するなどの形により、国境を越えた教育の規制と質保証において協力する。

- 共通の実施規範の作成において協力する、または既存の実施規範について情報を交換する。
- 多国間のフォーラムや協定に参加する。

3.5.5 導入時に起こりうる問題

制度の導入時にはいろいろな問題に直面することが珍しくないが、起こりうる問題について前もって知っておくのは有益であろう。以下に、こうした問題について説明する。

3.5.6 法と規則の解釈

いかに慎重に法や規則を作成しても、実施の段階で困難な点や不確実な点が生じるのは大いにありうることである。その原因は、解釈の困難さや相違（地方／地域ごとの解釈の違いを含む）、法の抜け穴、予測できない状況などである。関係当局は、解釈の問題や、規制の対象となる人々から出されるであろう異議申し立てに、あらかじめ対応する準備をしておく必要がある。問題が発生する都度それに対処し、前例を蓄積して将来参考にしたり適用したりすることは可能であろう。しかし、より困難な問題が生じた場合には、関連する法を修正できる時期まで対応を見合わせなければならないこともあるだろう。

3.5.7 教育提供者などの抵抗

新しい規制制度によって課せられる負担のために、規制の対象となる関係者たちがその制度に納得できないと考える可能性がある。それは、受身的な抵抗や非協力から、全面的な反対まで、いろいろな態度がありうる。教育提供者がゲームのルールを学び、「規則順守の文化（compliance culture、訳注：表面的に規則さえ守ればよいという態度）」が生まれ、教育提供者から実際の状況について情報を得ることがますます難しくなることも考えられる。したがって、関係当局は関係者間の意見の相違を解決し、必要とされる規制への支持を取り付けるためのさまざまな戦略を立てる必要がある。多くの場合、規制制度に対する支持を

強化するためには、世論の力や市場の力を利用するのが有益である。

受入国の政府は、ユネスコ／OECDの『国境を越えて提供される高等教育の質のガイドライン』をはじめとする国際的な主導権を広めることができる。こうした国際的な枠組みは、各国の規制制度の導入を支える力になるであろう。

3.5.8 仕事量と予測不能性の困難

国境を越えた教育提供の大きな市場がすでに存在し、それを管理するために規制制度が設けられる場合、制度を開始する時には、多数の教育提供者やプログラムに対処しなければならないために大きな困難が生じることになるだろう。規制制度にどの程度の必要があるのかを予測することも難しい。特に、自由意志による任意の制度であればなおさらである。需要予測の立てやすい義務的な制度であっても、教育提供者が市場からの撤退を決めることもありうる。したがって、予想外の作業量に対処するための戦略が必要である。それができなければ、資源不足や人手不足などが規制制度実施の成功に影響をおよぼす可能性がある。

3.5.9 国民の意識向上にかかわる問題

規制制度が効果的かつ効率的に機能するためには社会による認識が欠かせない。しかし、質の高い教育の必要性や規制制度を順守する必要性について消費者に理解してもらうのは必ずしも容易ではない。関連当局は、教育の質と規制制度について情報を普及させるよう不断の努力をしなければならない。

3.5.10 学位・資格の認定

学位・資格の認定は、ときとして管理が大変難しい複雑な問題になる。国境を越えて提供される教育コースで学ぶ学生、およびその保護者や雇用者は、当然ながら雇用や継続教育の目的のために、国境を越えた学位・資格の認定に関心を持っている。国によっては、国境を越えた教育プログラムの事業運営が正式に認可されればそのプログラムから発行される学位・資格を認定しているが、学位・資格に事業の認可とは別の認定手続きを要求する国もある（たとえば香港と中国の例を参照）。後者の場合、国境を越えて提供されるプログラム

がその事業運営の認可を得ているにもかかわらず、卒業生が公職に就こうとすると適切な修了資格を有していると認められないという状況が起こりうる。この状況が、学生や雇用者に十分に理解されていないこともありうるため、国民に理解してもらうための継続的な努力が必要である。同時に、最近では卒業後に国外で働こうとする学生が増えていることから、出身国や他国からの国境を越えた学位・資格が認定されることも重要である。こうした問題を解決するためには、国際的にも地域的にも、提供国と受入国がいっそう協力することが必要である。

3.5.11 国境を越えた教育の新しい形式または形式の変化によって生じる問題

国境を越えた教育の新しい形式やその絶え間ない変化は多くの問題を提起している。たとえば、学生個人に直接に提供される遠隔学習コースでは教育過程のモニタリングが難しいように、国境を越えた教育の一部の形式が規制に関して特に困難な問題をもたらしている。それ以外の新たな教育の形式としては、受入国から他の国に「再輸出」される「連続フランチャイズ (serial franchised, 訳注：ある教育機関のフランチャイズである機関がさらにそのフランチャイズを設けること)」コースがある。このような形式では、このプロセスの間に最初の発信元である教育機関が、コースや学位・資格に対する監督能力の多くを失ってしまう。また、「本国」を持たず、各種のコース(伝統的な対面授業のコースや遠隔学習のコースを含む)を提供する「国際的な」機関や法人の存在も規制当局に大きな困難をもたらす。規制当局は、そのコースを審査するために「本国」の基準に依存することができないからである。

3.5.12 制度の継続的なモニタリングが資源などにもたらす影響

規制の枠組みは、導入後に継続的にモニタリングを行ってはじめて効力を持つ。しかし、コースや教育提供者を定期的にモニタリングするためには資源が必要である。また、重すぎる負担が生じないよう、効果的なモニタリングシステムを機能させることも求められる。このことは規制当局に不断の課題をもたらすことになるだろう。

検討すべき主な課題：

- 規制の枠組みについて消費者／教育提供者の認識を高めるにはどうすればよいか。
 - 規制の枠組みの対象となる学位・資格は政府によって自動的に認定されるのか。そうでないならば、国境を越えた学位・資格の認定に別のシステムがあるのか。また、学生／雇用主はこの認定の問題を認識しているか。
-

3.6 結論

このセクションで述べたように、受入国の視点から国境を越えた教育の規制を展開させるには、考慮すべき多くの問題点——およびそれらの問題のバランスを取る必要性——がある。こうした問題の多くは提供国にも発生するが、提供国の場合はときとして強調点や重要度が受入国と異なる。これについては次のセクションで説明を行う。

検討すべき主な課題：

- 受入国が国境を越えた教育の質保証を管理しようとするのはなぜか。
 - 規制の枠組みを発展させるとき、どのようなオプションがあるか。厳しい規制と緩やかな規制、義務的な方法と任意の方法などの適切なバランスとはどのようなものか。このバランスは教育段階や学校種、その他の基準によって異なるのか。
 - 現在のあなたの国の規制方法はどのように表現できるか。将来、どのような方法が用いられるか。
 - 変更が必要な場合、改善を計画・実施する上で考慮すべき要因は何か。
 - あなたの国で枠組みを策定・実施する上で、または既存の枠組みを改善する上で、どのような問題や障害に直面することが考えられるか。
 - 提供国の質保証機関とどのように連携・協力するのが最良か。
-

セクションⅣ：規制の枠組み——提供国

4.1 どうして提供国が規制を考えるべきなのか

「受入国」が国境を越えて自国に入ってくる教育を規制したいと考える理由は明白である——国内の教育の成果や達成度、あるいは国内の学生（および他の国からの留学生）の生活の充足や幸福に影響をおよぼすからである——が、おそらく提供国が質保証に役立つ規制を考慮する理由はそれほど明白ではないだろう。表面上、自国内の学生の利害にはかかわらないため、提供国には自由放任や買手の注意に依存した方法を採用したいという誘惑があるかもしれない。

提供国は次の5つの点を考慮すべきである。

- 自国の教育制度、学位・資格制度、および個々のプログラムと学位・資格の評判
- 国内の教育との関係——国内の教育機関に対する影響（たとえば教育提供者が国外で財政難になった場合）、および国内の学生（外国からの留学生を含む）に授与される学位・資格の社会的位置づけや認定に対する影響
- 自国の国民、教育機関、企業が外国で質の高いサービスを提供していることを保証したいという願望（これは対外政策や国際援助の政策・理念と軌を一にするかもしれない。）
- 受入国が提供国の教育活動を受け入れる前に、何らかの形の外部質保証や政府の承認を求める可能性
- 一般的な国際的評判

これらの点は、提供国の政府や質保証機関が国外での教育提供者の活動に正当な利害関係を持つという理由を示しているのもあって、必ずしも規制が必要であるとか、規制が最良の問題解決方法であるとかいうことを意味してはいない。その反対の考え方をとるものとしては、費用と便益のバランス、および学問の自由や商業の自由に不当な制約を与えたくないという立場などがある。

前述のように、「国境を越えた」教育を創り出すための活動、教育を提供する方法、そしてビジネスモデルは多様である。提供国の規制の推進要因はそれらすべてに等しくあてはまるのではなく、また、いろいろな規制の形が国境を越えたすべての教育活動に対して等しく実行可能なわけでもない。

4.2 規制の方法

提供国は、国境を越えた教育の質を保証する方法を「白紙」の状態から発展させているのではなく、国内の教育の質保証のための既存の法や構造的枠組みから発展させているのである。現状の規制の方法には以下のような特徴が見られる。

- 国境を越えた教育の質の保証は比較的新しい分野であり、その考え方や方法は今でも発展途上である。
- 多くの場合、発展は発生した問題への対応によって起きる。
- 発展はときとして場当たりのものとなり、何らかの制度を発展させてきた国内の枠組み／法は、必ずしも国境を越えた教育の質保証にうまく適合しているわけではない。

その結果として、提供国には義務的な枠組み、または自由意志による任意参加の枠組みが設けられている場合があり、そうした制度は政府機関、さまざまな学校種を代表する独立の非営利組織、または政府が規定する非営利組織によって実行されている。また、専門職業団体が何らかの役割を担うことも多い。

主な英語圏の提供国（特にオーストラリアとニュージーランドを参照）の質保証には、一般に以下のような基本パターンが見られる。

- 監査のサイクルは5年である（新しい教育提供者や特別なリスクが指摘されている教育提供者に関してはそれより短い間隔で監査が行われる）。
- 独立した機関によって、自己評価、ピアレビュー、訪問調査、国民への報告という4段階の質保証モデルが用いられている。
- 協力と理解を向上させるために、質保証機関による地域的な枠組みの利用について外部評価が行われる傾向がある。

4.3 規制の範囲の決定——対象範囲の広さ

国境を越えたプログラム／学位・資格を規制する外部質保証プロセスには、考えられうる選択肢として大きく次の4つがある。

- 国外での事業は対象としない。
- すでに外部の質保証を受けたプログラムや学位・資格のみを対象とする。

- 登録された、または法に従って設置された教育提供者による国外でのプログラムと学位・資格のすべてを対象とする。
- 提供国のあらゆる教育機関によって国外で提供されるすべてのプログラムと学位・資格を対象とする。(これはたとえばニュージーランドで留学生を入学させるための規則に類似している——セクションV参照)。国外の学生を入学させる組織に対して、組織が登録されていること、または法に従って設置されていることを義務づけることで、すべての教育提供者とプログラムに質の保証を求める(特に免除されない限り)。

加えて、これらの規制範囲を決定する方法は、教育段階(たとえば、義務教育か義務教育後か)、教育提供者のタイプ(大学、ポリテクニク、専門学校など)、提供されるプログラム/学位・資格(準学士、学士や大学院の学位など)、または所有者(公立か私立か)によって異なるであろう。教育段階や教育提供者などのタイプが異なれば、規模、インセンティブや推進要因、組織の「成熟度」が異なり、それぞれに異なる質保証の方法を必要とする。たとえばニュージーランドの場合、大学の外部質保証の責任を負っているのはニュージーランド学長委員会(New Zealand Vice-Chancellors' Committee)である。他の高等教育機関に関する責任は政府機関であるニュージーランド資格認定局(New Zealand Qualification Authority: NZQA)が担い、同局がポリテクニクに関する責任を外部に委任している。

上述したそれぞれの考えられうる選択肢に関して、次のような状況が見られる。

- 国外での事業は対象としない。**国外での教育提供の質を保証することによって得られる利益よりも、国外の質保証をしようとするときに生じる後方支援や管轄権の問題の方が重要であるという主張は可能である。これは事実上、以下のいずれかの選択肢を意味する。
 - a) 国内で外部の質保証を受けていないプログラムや学位・資格は国外で提供することができない。この方法はリスクの発生を大幅に抑制するが、政府の他の政策と合致しない恐れがある。
 - b) 国内で外部の質保証を受けた学位・資格

が国外で提供されるが、付加的な外部質保証はなされない。一般にこの方法にともなうリスクのレベルは高い。ただし、そのレベルには差異があり、質の高い教育に関しての十分な歴史を有する成熟した教育段階や学校種のグループではリスクが低い。

- すでに外部の質保証を受けたプログラムや学位・資格のみを対象とする。**この方法は、学位・資格制度の「核心」をある程度実現できる。しかし、国外での活動の多くに外部質保証という付加的な安全のための方策を持たないことになりかねず、その帰結が国際的な関係の中で提供国に跳ね返ってくる可能性がある。
- 登録された、または法に従って組織された教育提供者による国外でのプログラムと学位・資格のすべてを保証する。**この方法の利点は、ほとんどの教育提供者によって行われるすべてのプログラムや学位・資格に対象が広げられることである。これは、国境を越えた教育への提供国の総合的な関与という意味で施策の質が高く、提供国と世界中の利害関係者との信頼性を高めることになる。
- 提供国のあらゆる教育機関によって国外で提供されるすべてのプログラムと学位・資格を対象とする。**この方法の利点は対象範囲が広いことであるが、実施が難しいという欠点がある。登録されていない、または法に従って組織されていない教育提供者に関するリスクについては、おそらく、提供国の質保証機関の役割、および提供国の教育機関が登録組織または法定組織であることの重要性を、国外の関係機関が確実に認識するよう働きかけることによって、より低減されるであろう。

4.4 規制の範囲の決定——対象範囲の深さ

対象範囲の広さに加え、教育事業のどの側面を質保証の対象とし、どの程度の情報の検証が求められるのかという問題がある。ここで提供国が取り組まなければならない主な課題は、自分たちの経験がなく、管轄権の範囲外にある国外の情報や制度を検証することである。また、これは費用と人的資源についても重要な問題を提起する。

以下のような考えられうる選択肢がある。

- 限定的対処方法——質保証機関が、自らの役割を国外での教育実施に合わせて修正されたプログラムの認可に限定し、国外での教育実施に関するアクレディテーションは行わない。
- 提供国の組織の完全な質保証——国外のパートナーを限定的に対象とし、限定的な情報の検証を行い、国外での教育実施の認可とアクレディテーションのために修正した国内のアクレディテーション・プロセスを実行する（訪問調査、国外パートナーに関する情報収集を含み、現地の関係当局によって完全に検証されない場合には現地の要件の順守状況に関する情報収集を含む）。
- 提供国の組織とすべての国外パートナーの完全な質保証。現地の質保証機関やその他の関係機関との協力による情報の検証を含む。——これは、第2のオプションを包含するが、質保証に関する共同での遂行や責任の共有を含む。

3番目の選択肢の場合、多国間および二国間の協定を通して、質保証制度の協力と相互認定を強化する必要がある。国外の関係当局との協力は、提供国の管轄権が弱い部分を補強する可能性がある。また、国外での教育事業の質保証は一般に高いリスクをとまうが、こうした協力によってある程度責任を共有し、そのリスクを軽減することができる。

多くの場合、提供国にとっての最初の課題は、受入国の関連機関とその責任を見極めることである。特に、教育分野の規制に関して州・県や市のレベルが大きな役割を果たす構造になっている場合には、その把握が難しいことがある。また、受入国との間での政策とプロセスの質と同等性を見極めるといふ論点も生ずる。さらに、提供国の学位・資格制度について受入国に伝えることも大変重要である。

4.5 アクレディテーションの基準

国境を越えた質保証にどのような方法を採用するのかについてトップレベルでの政策的決定がなされた後、次に取り組みなければならない重要な問題は、政策を運用可能にすること、およびすべての主要なリスクに対応するよう細部を詰めるこ

とである。

国外での教育実施には、国内の質保証で扱われる問題に加えて、特別な付加的リスクがある。これらについてはこれまでも論じてきたが、ここで改めてまとめておこう。

- 提供国内でのプログラムの実施にもあてはまる一般的なリスクであるが、国外で実施される教育に特徴的な性質を持つリスク（たとえば、学生支援・助言——パートナー機関の役割、異なる規則や文化的な期待、ガバナンスと経営の問題などの要因によって複雑化される——は距離の遠さと実施に要する費用の大きさによってリスクが高まる。）
- 国外での教育実施のみにあてはまる付加的なリスク（たとえば、国外での協定や契約の締結、現地の関係当局の要件順守などがある。）

大局的な政策決定の中で取り組まなければならない課題は、質とリスクのすべての事柄が適切にカバーされるようにすること、そして国境を越えた教育がプログラムや国によって起こりうる変化や形態の多様性に、十分対応可能な柔軟性を有することである。

言うまでもなく、制定された手続きや要件が国外でうまく実行されるようにするという課題もある（たとえば、提供国の政府は、国外でプログラムを実施する教育提供者を自らが認可する前に、国外の質保証機関の認定を求めたいと考えるかもしれない）。反対に、国外の関係当局の規則により、受入国側が認可を与える前に提供国の政府による認可が要求されることもあるだろう。

こうした問題に対応するために、提供国の教育機関が事業を行うそれぞれの地域の特殊性について、および他の質保証機関との間に形成された関係について、背景調査を行う必要がある。特に、他の質保証機関との関係は決定的に重要である。これによって、各国の質保証制度の間の協調と補完を可能とし、規制の衝突を避けることができる。また、互いの国の質保証制度と学位・資格の枠組みについて相互理解と信頼があれば、抜け穴が作られる余地も減らすことができる。

考慮すべき特定の基準

各国の既存の枠組みの導入方法が異なるにもかかわらず、国境を越えた教育事業の質保証を考える上で重要な共通の基準がある。国外での活動に

は以下のことが求められる。

- 教育提供者が自ら行う質管理システムの対象に含まれていること。——また、国内の教育事業との違いや国外事業の問題に合わせてこれがどのように適用されるかが明確であること。——たとえば、適切な施設とスタッフの調達、効果的なコミュニケーションと報告の保持、特有のリスクの認識、管理計画の実施など。
- 教育提供者の国内事業の基準と一貫性があること。——これは、学位・資格が国内と国外の両方で提供されるときに特に重要である。——たとえば、関係当局はプログラムと学位・資格の同等性をどのようにして保証するのか。
- 存立可能かつ持続可能であること。——これには学術面、管理面、財務面が含まれる。
- 現地の要件や背景に適した形で調整されていること。——上記の同等性の基準を満たすことも要求される。
- 受入国の法定要件に従い、かつその国で適用される質保証の要件を満たしていること。
- その国の教育当局に受け入れられるものであること。

国境を越えた教育には国外のパートナー機関が関与する場合が多いが、その場合には以下の基準が関連するであろう。

- 国外のパートナー機関が良好な状態にあるという証拠、および受入国の適切な質保証要件を満たしてきた実績と証拠
- 提供者と受入者(およびその他の関連当事者)の期待事項や義務を詳細に定めた、当事者間の明確な合意文書
- 国外パートナーに提供される質保証プロセスの詳細

それぞれの国の質保証機関の間でよりよいコミュニケーションと協力が行われれば、情報の入手が容易になり、情報が強固なものになる。これは、多国間の組織や多国間の合意を含め、質保証機関の間に関係を構築することの重要性を強調している。

考慮すべき付加的な問題

管轄権

国境を越えた教育の核心にあるもう1つの複雑

な要素は、サービス(またはその一部)が生まれ発展を続けている国・地域の外で、そのサービスの提供と消費が行われるという事実である。国境を越えた教育では、2つ以上の規制の枠組みが適用され、サービス消費国の枠組みが重視される場合が多い。つまり、規制の枠組みが衝突するときには、現地の関係当局の要件が国外の機関の要件より優先されるのである。

一般に、提供国の管轄権は国外にまで大きく拡大することはないが、それは提供国の質保証機関が教育提供者の国外での活動に対して監督権や影響力を持たないということを意味するわけではない。提供国の質保証機関は、国内の事業に対する権限、および特定の保証や条件の使用に対する権限に基づき、提供国の組織の活動に対して一定の権限を行使することができる。

学術面以外の分野——学生支援・助言と授業料保護

国内で学ぶ外国からの留学生に関して、一部の提供国は授業料保護と学生支援に関連した特別な規制の要件と仕組みを持っている。規制に関していうと、提供国はこれらに関する管理をおそらくは一部変更した形で国外に拡大することを検討したいと考えるであろう。その場合、管轄権に関連した問題が生じるとともに、すべての要件を異なる文化や法にうまく適合させるという問題が生じるであろう。

4.6 準備, 実施, 実効

実施のプロセスの主な要素と発生する主な問題は以下のように要約することができる。

- 準備と意思決定のプロセスは通常、現状と規制の必要性の理解、望ましい将来の状況の定義、トップレベルの政策の決定、詳細な政策策定、法律・規則・ガイドラインの起草/確立という大きなパターンに従う。そのプロセスで何が必要とされるかは、行政制度や構築される構造の性質によって異なる。
- 一般にこのプロセスの間に諸外国の例を詳細に検討することが有益である。
- 開発のプロセスに利害関係者を含めることにより、結果の有効性を高めることができる。たとえば、一部のプロセスが義務づけられていても、自由意志に基づく参加や規則の順守を実現することができる。

- 実効は、教育が提供される受入国での直接的な制裁としてではなく、まず提供国の管轄地域の中で適用される制裁をあてにすることになるであろう。利用できる罰則は、国内での教育提供に関連した罰則を反映させる。ただし、国境を越えた活動に限定された罰則が設けられる可能性もある。さらなる選択肢は、受入国と提供国の関係当局が共同で法的措置を取ることである。この方法は、特に双方の組織がかかわる共同事業である場合に採用される。

起こりうる問題点

注意すべき問題点として、以下のようなものがある。

- 国境を越えた教育の目的のために既存の仕組みや法的な枠組みを利用すること——先に述べたように、これらは国境を越えた教育に合わせてうまく調整されていない可能性がある。特別な仕組みの構築や法律の改正を検討する必要がある。
- 教育提供者が特定の管轄権を逃れるように教育提供モデルを構成しようとする——抜け穴をなくすように詳細で包括的な規制を設けることは可能であるが、多様なシナリオに対応できる十分な柔軟性を持つことも1つの方法である。
- 受入国と提供国の要件が衝突する可能性や、受入国と提供国の関係当局のコミュニケーションや協力の不十分さ——ここでも柔軟性が求められる。また、前述のように、他の管轄地域や制度を理解し、質保証機関の間の関係を構築するための投資がなされるべきである。
- 責任を有する質保証機関が、国境を越えた質保証に関するすぐれたシステムと、適切なスキルと経験を有するスタッフを持つようにすること——国境を越えて提供される教育は提供者に付加的な要求をするのと同じく、質保証を行う機関にも付加的なスキルを要求する。国外での訪問調査が認可プロセスの一部である場合には特にスキルが必要である。

4.7 結論

国境を越えて提供される大規模な教育事業の展

開、およびその形態や構造の変化は、概念的にも実際的にも質の保証に関して重大な問題を提起している。本書では、ここまで差し迫った問題とそれに対処するための可能な方策について論じてきた。次のセクションでは、国境を越えた教育の受入国または提供国として、いくつかの国が質保証の問題に対応するために実際に採用している方法について簡単に説明する。

検討すべき主な課題：

- 提供国が国境を越えた教育の質保証を管理しようとするのはなぜか。
 - 規制の枠組みを構築する上で利用できる選択肢としてどのようなものがあるか。厳しい規制と緩やかな規制、義務的な方法と任意の方法などの適切なバランスとはどのようなものか。このバランスは教育段階や学校種、その他の基準によって異なるのか。
 - 他の国における質保証の運用に関する問題を管理するにはどのようにするのが最良か。
 - 学生支援・助言の問題など、中心となる学術的な質保証以外の分野の問題にはどのような方法を取るのが最良か。
 - あなたの国で枠組みを策定・実施する上で、または既存の枠組みを改善する上で、どのような問題や障害に直面すると思われるか。
 - 受入国の質保証機関とどのように連携・協力するのが最良か。
-

セクションV：規制の枠組みの例

以下のセクションでは、国境を越えた教育の規制制度の実施状況とそれらの特色を描き出すために、いくつかの国・地域の例を示す。このセクションの情報源として、『高等教育の質と認定——国境を越えたチャレンジ』（OECD 教育研究革新センター、2004年）を用いた。ここに謝意を表す。

5.1 中国——受入国の例

中国では、外国の教育提供者の事業は、「中外

共同学校設置条例」(以下「設置条例」)によって規制されている。この規則は2003年3月に制定され、2003年9月から施行されている。

「設置条例」を補足するのが、2004年6月に制定され、2004年7月から施行されている「中外共同学校設置条例実施細則」(以下「実施細則」)である。

これらの規則は、中国の教育機関と外国の教育機関によって共同で提供される学術的な学習領域とプログラムに適用される。(外国の機関と共同で提供される職業訓練には、別途、中国国務院の関連部局の規則が適用されている。)

中国政府は、外国の定評のある高等教育機関との協力によって実行される共同教育事業、特に需要のある分野や貧しい遠隔地での教育の提供を奨励している。

「設置条例」は、外国の学位または資格を授与する共同事業では、そのプログラムと指導内容は、外国教育機関の本国で要求される基準を下回ってはならないと規定している。

すべての共同教育事業の水準と学習領域は、外国の教育機関と中国の教育機関によってすでに実施されているものと同等でなければならない。そのような共同事業における外国の学位・資格の授与は、学位・資格授与機関の本国と同一であり、本国で認定されていなければならない。

「設置条例」は、共同教育事業の申請者に対し、適切な教育の経験と資格を有することを求めている。すでに運営を行っており、新しい事業を開始しようとしている事業者は、アクレディテーション団体から適格認定を得ていることを示さなければならない。

申請を行う際、共同事業者は、パートナー間の正式な合意書、投資の証明書、外国の教職員の資格証明書、および共同事業の最初の理事会メンバーの氏名を提出することが求められる。

学士以上のレベルの教育事業の認可は、省/地方当局の推薦に基づき、国務院の関連部局から与えられる。

認可された共同事業の管理者は、認可機関に対して年次報告書を提出しなければならない。また、毎年、監査済みの会計報告書も公表しなければならない。

共同事業によって中国の学位・資格が授与され

る場合には、中国の教育機関が外国の教育機関の指導内容と基準を評価しなければならない。

学生に請求される授業料の水準は、中国政府の規則に従わなければならない。

利益追求のために虚偽または誤解を招くような広告を行ったもの、劣悪な管理または質の低い教育を行ったもの、認められていない費用の請求、および不適切な財務管理に対して罰則規定がある。

ある外国のプログラムがその提供を認可されても、当該機関以外から自動的に認定されるわけではない。中国留学サービスセンターに申請することによって外国の学位・資格の認定を求めることが可能である。

(上記は「設置条例」と「実施細則」の抜粋である。完全かつ正確な情報を必要とする場合は、<http://www.moe.edu.cn> および <http://www.jsj.edu.cn> を参照のこと。)

5.2 香港——受入国の例

香港は規制制度が法によって支えられている国の例である。国境を越えた教育を規制する法律は、高等教育・専門教育(規則)法(香港法第493章)である。これは1997年に制定され、これまで主に自由貿易によって推進されてきた大きな市場で施行されている。

この法律の目的は、消費者に多様な選択肢を提供する自由市場を維持しながら、必要最低限の消費者保護を導入することであった。この規則は、<http://www.doj.gov.hk/eng/laws> または <http://www.legislation.gov.hk/eng/home.htm> で見ることができる。

香港の規制制度の特徴

香港の規制制度は、高度なアカデミックコースと専門職業教育コースの両方を対象としている。したがって、香港以外の専門職業団体の職業資格や加入基準を全部もしくは一部満たしているプログラムにもこの法律が適用される。

香港の教育コースの大部分は対面式の授業、または対面式授業と遠隔教育の混合で行われており、規制はこれらのタイプのプログラムを対象としている。純粋な遠隔教育プログラムは、登録を申請することはできるものの任意であり、登録が義務づけられてはいない。

香港の制度は法律上の措置(違反に対する罰

則)とインセンティブの両方を利用している。国境を越えた教育(「国外教育コース(non-local courses)」という語が用いられている)はすべて、法に基づく登録が義務づけられている。これに加えて、教育機関は自由意志によってアクレディテーション団体からの適格認定を求めることができる。アクレディテーションは法に言及されていない別のプロセスであり、教育提供者は国内アクレディテーション団体である香港學術評審局(訳者注:2007年10月より香港學術及職業資歴評審局に名称変更)に申請することができる。

法で要求される登録の基準は、提供国の基準との同等性である。一方、アクレディテーションは香港の基準を参照すべき基準として用いている。

外国の教育機関は、高等教育機関と協力することも、登録の法的要件を満たすプログラムを提供している非学術機関と協力することもできる。登録には2つの経路/プロセスがある。香港の指定高等教育機関(大部分は自己認証を行っている機関)と協力する教育提供者向けのプロセスと、その他の組織と協力する教育提供者向けのプロセスである。前者の場合、登録の「免除」を申請することができる。後者の場合、外国教育コースの登録機関は、各コースが規定された学術的な基準を満たしているかどうかについて意見を述べる助言者として、現在のところ香港學術評審局を指定している。前者の高等教育機関グループに関しては、定められた基準の順守について一定の責務が国内パートナー機関に委任されている。しかし、経路やプロセスが異なるにもかかわらず、両者に適用されているのは同じ基準である。

法に基づく登録は教育コースごとに行われる。プログラム/コースは、最初に登録された後、法によって年次報告書の提出が求められている。

国境を越えた教育コースに対し、国家/文化/経済的な要件に関連した基準を満たすよう求める規則はない。国境を越えた教育提供者は、自らの判断に基づき、香港社会のニーズに対応するが、プログラムの内容を変更・修正する際には、本国のプログラムの基準との同等性を維持しなければならない。

香港の規制制度には、プログラムの学術的な質に関する要件に加えて、強力な消費者保護の特徴がある。たとえば、国境を越えたプログラムに関

して不正確または誤解を招く情報を発信することや、宣伝資料にプログラムの登録番号を表示しないことは違法となる。

学位・資格の認定は国境を越えたプログラムの登録とは別の問題である。法に基づいて登録されたプログラムが自動的に政府によって認定されるわけではない。

5.3 マレーシア——受入国の例

マレーシア政府は、国外を本拠としたプログラムの実施や、機関レベルでの関与を含め、質の高い民間機関や国外機関の高等教育への関与を奨励する方針を取っている。マレーシアは、国境を越えた教育事業が、質が高く、同国の文化や経済の要請に合致していることを保証するために規制を行っている。

マレーシアで教育事業を行う国外の教育提供者は、マレーシア国内の質保証の枠組みの対象となる。国外の教育提供者は、マレーシア国内の高等教育提供者としての免許を申請するか、あるいは民間教育提供者として免許を受けた国内パートナーを通してプログラムを提供するかのどちらかを自ら選択することになる。

2004年、マレーシアは既存の教育省とは別に、高等教育省を設立した。マレーシアのすべての高等教育機関は同省の監督下におかれている。高等教育省は、高等教育活動の調整とモニタリングを行い、質保証課(Quality Assurance Division: QAD)が公立教育機関の質保証に責任を負う。

一方、同省の私学教育課が民間教育提供者の設立と登録に責任を負っている。全国アクレディテーション委員会(National Accreditation Board, Lembaga Akreditasi Negara: LAN)は、教育プログラムの質保証を行う中央組織である。同委員会は、民間の教育提供者に関し、質の基準とガイドラインを定め、教育提供の質が公立教育機関によって提供されるものと同等であることを確認する。

LANのガイドラインに基づく評価には3つのレベルがある。

- 学習プログラムの実施の認可——義務である。
- 最低基準——義務であり、学位を提供するためにはこれを満たさなければならない。
- アクレディテーション——このプロセスはオプションである。ただし、マレーシアの公共

部門での雇用を目的として授与する学位・資格の認定を受けようとするならば、必要である。

これは、公立と私立の質保証制度の合理化と統合の推進力となっている。現在、LANとQADを統合してマレーシア資格局 (Malaysian Qualifications Authority: MQA) とする動きが進められている。今後、MQAはLANとQADの機能を結合し、マレーシアにおける学位・資格の枠組みの発展と維持に責任を負うことになる。(訳者注:2007年11月にマレーシア資格認定機関 (Malaysian Qualification Agency: MQA) が発足)

忘れてはならないのは、マレーシアは教育提供国でもあるということである。同国は地域の教育の拠点であり、マレーシアにおける国外の教育機関/国内パートナーによるプログラムは、国外、特にアジア諸国の学生を受け入れている。

5.4 ニュージーランド——受入国の例

ニュージーランドは毎年何万人もの国外の学生を受け入れている教育提供国であるが、国外に親組織のある教育機関や、国内の組織と共同でプログラムを提供する外国の機関も多数存在し、その数はいっそう増加している。ニュージーランドでは、大学の外部質保証の責任を負っているのはニュージーランド学長委員会 (New Zealand Vice-Chancellors' Committee) である。他の高等教育機関に関する責任は政府機関であるニュージーランド資格認定局 (New Zealand Qualification Authority: NZQA) が担い、同局がポリテクニクに関する責任を外部に委任している。

ニュージーランドで教育事業を行おうとする国外の教育提供者は、基本的に、教育事業の開始を望むニュージーランド国内の組織と同じ扱いを受ける。

国外の教育提供者が利用できる2つの基本的なオプションは、法に基づいて設立された教育提供者 (たとえば大学) もしくはすでに登録された教育提供者 (民間訓練機関 (private training establishments: PTE)) と共同事業を行うか、あるいは独自にPTEを設立することである。また、ある限られた条件下では、国外の教育提供者が、登録することも、質保証された既存の教育提供者と協力することもなしに、ニュージーランドでプ

ログラムを提供することができる。これが適用されるのは通常、教育提供者が経営幹部/専門職の教育や養成を行う場合に限られ、教育提供者がさらに以下の事柄を望むならば質の保証が必要とされる。

- 外国からの学生 (「留学生」) を受け入れること
- 国内の学生の授業料補助を利用すること、または学生が政府の学資援助 (学生ローンなど) を利用できるようにすること
- ニュージーランド国内で学位または学位に関連したプログラムや資格を提供すること

こうした基準はニュージーランドの教育市場の核心を保護している。特に、これまでのところ、ニュージーランドで運営する国外の教育提供者は留学生市場をターゲットにしている。

国外の教育提供者がニュージーランド国内でPTEを設立したいと望むならば、NZQAの登録プロセスを通過する必要がある。国外に親組織を持つPTEだけに付加される事項は、その組織のステータスとこれまでの実績、および提案されるニュージーランドのPTEとの関係に限られる。

独立したものであれ、ニュージーランドの組織との共同事業であれ、提供されるプログラムはすべて、プログラムの認可とアクレディテーションの手続きを通過しなければならない。その結果として得られる学位・資格が参照とする基準は、ニュージーランドの基準である。国外で生まれたプログラムの場合、質保証プロセスの一部は、それがニュージーランドの要件に適切かつ十分に適合しているかどうかの確認になる。NZQAは、国外で生まれたプログラムの認可のための評価を行う際には、すでに行われている国外での質保証プロセスを考慮に入れることができる。

5.5 ニュージーランド——提供国の例

ニュージーランドは国境を越えた教育の受入国であると同時に、提供国でもある。もっとも、オーストラリアや英国に比べるとその規模は小さい。

ニュージーランドは、国内の教育提供者がニュージーランド国内と同等の質の高い教育を国外で行うことに関心を持っている。NZQAの管轄下であり、NZQAまたはそれによって権限委任された機関の承認を受けたプログラムを国外で提供

したいと望む教育提供者は、プログラムを国外で提供するための適格認定を得なければならない。

その申請は、2段階の厳しいプロセスで審査される。まず、利用できるすべての証拠を用いてニュージーランド国内で評価を受ける。次に、通常、それを補完するものとして訪問調査が行われる。訪問調査の目的は、教育を提供するための施設／資源が適切な水準にあること、および現地の質保証機関や職能団体を含む現地の利害関係者の利益が考慮されていることを確認することである。

NZQAは最近、国外で行われる教育の申請を評価するために用いるガイドラインを強化・修正した。現在はその実験的な使用が行われている。この新しいガイドラインの主な特徴は以下を保証することである。

- プログラムの内容と構造を現地のニーズに合わせることで、国内プログラムと同等の質を維持することとのバランスが保持されること。
- プログラムを提供するための十分なスタッフやその他の資源があること。
- 適切な管理構造があること。
- 国外のパートナーとの強固かつ明確な合意と責任の分担があること。
- 国外での教育提供の提案に関する財政面その他の持続可能性があること。
- 関連する現地の規則要件すべての認識と順守がなされていること。
- 国内と国外の両方の利害関係者の利益に関する考慮がなされていること。

今後、質保証機関との間で適切なモニタリングの取り決めがなされ、定期的な監査の間に国外での教育提供について検討が行われる予定である。また、必要に応じ、特別監査と訪問調査が実行されることになる。

5.6 オーストラリア——提供国の例

オーストラリアでは、憲法上、教育の責任はそれぞれの州および準州にあるが、高等教育に資金を提供する責任は連邦政府にある。国境を越えた教育に責任を負う連邦の組織は、教育科学訓練省 (Department of Education, Science and Training: DEST (訳者注:2007年12月に Department of Education, Employment and Workplace Relations: DEEWR に改編・名称変更)) であり、オーストラ

リア政府国際教育機構 (Australia Education International: AEI) を通して責任を遂行している。各州・準州はそれぞれ教育登録機関と教育に適用される法律を有する。

オーストラリア政府が連邦制度を取っているということは、国境を越えた教育の質保証に重要な意味を持つ。第1に、「国境を越えた (cross-border)」という語は、オーストラリア国内の州・準州間の移動を意味することがある。したがって、多くの場合、「国を越えた (transnational)」という語が好まれる。第2に、「オーストラリア」アプローチというような一般化が行われた場合、しばしば州間の違いがあることに注意を要する。

オーストラリア政府は、連邦と州／準州の大臣によって合意された全国的な認定とアクレディテーションのシステムに参加することによって、また、高等教育機関とアクレディテーション機関の質の監査を行うためにオーストラリア大学質保証機構 (Australian Universities Quality Agency: AUQA) に資金を提供することによって、高等教育の質保証に重要な役割を果たしている。

「高等教育の認可手続きに関する全国的取り決め (National Protocols for Higher Education Approval Processes)」(以下「全国的取り決め」) は、すべてのオーストラリアの管轄地域における、高等教育の認可手続きに関して合意された手順と大まかな基準を定めている。州／準州は、それぞれの地域法を通してこの手続きを実行する。これは、全体的に見れば、認可という方法が全国で一致しているが、地方によって強調点や実践方法に違いがあるということの意味する。

オーストラリアで国境を越えた教育事業を行おうとする国外の教育提供者に適用されるのは、包括的枠組みである。法によって「大学」という語の使用と、高等教育修了資格の名称(「学位」など)が保護され、オーストラリア国外の高等教育提供者の事業運営が管理されている。外国の教育提供者には、提供されるプログラムがオーストラリアの教育機関のプログラムと同等でなければならないという要件を通すことによってアクレディテーションを行うという事実上の制度がある。外国のプログラムは、オーストラリアの学位・資格を授与するものとして宣伝することはできない。

「留学生のための教育サービス法 (Education

Services for Overseas Students Act: ESOS 法)」は、外国からの学生への教育提供に適用する包括的制度を定めている。そして、これはオーストラリア国外での教育提供にも適用されると考えられている。オーストラリア学長委員会 (Australian Vice-Chancellors' Committee) が定めた「オーストラリアの大学による留学生への教育提供の倫理実践規程 (Code of Ethical Practice in the Provision of Education to International Students by Australian Universities)」も、質の高い教育提供と学生の保護に役立っている。

しかし、前出の「全国的取り決め」は国外で提供される教育は対象としておらず、ほとんどの州・準州もそうした教育は自らの管轄の範囲外であると考えている。ただし、クイーンズランド州とサウスオーストラリア州は例外であり、それぞれの管轄内にある、大学以外の教育提供者による国外での教育提供を監督している。たとえば、クイーンズランド州は、国境を越えた教育の国外での提供に関し、ほぼ OECD のガイドラインに沿った独自のガイドラインを持っている。

大学は州法によって認定され、「自己認証 (self-accrediting)」を行っている。つまり、大学には継続的な認定要件が課せられておらず、自らの質に対して大学自身が責任を負うのである。オーストラリアの大学には自校のプログラムの適格認定を行う権限がある。

AUQA は、オーストラリアにおける高等教育の質保証に関して包括的な責任を担っている。AUQA は5年のサイクルで、大学、および州・準州政府の高等教育ア krediteーション機関 (「全国的取り決め」を実行するための機関) の質の監査を行う。非政府組織である AUQA は、「目的に適しているかどうか」を監査する。また、州・準州の機関の監査に関しては「全国的取り決め」の実行状況に重点をおいている。AUQA の監査は義務づけられたものではない。

AUQA は、高等教育機関の監査を行うにあたり、国を越えた教育事業を詳しく調べる。AUQA には、国外の教育提供現場への訪問調査を行う必要があるかどうかを決定する指針がある。いかなる国外の監査も、AUQA の一般監査原則を用いて行われる。

最近の重要な動きとして、2005年11月、上述し

た既存の要件を拡充するために、オーストラリア教育訓練大臣らが「国を越えた質の戦略 (Transnational Quality Strategy)」の枠組みに合意した。

この戦略は以下の原則に基づいている。

1. オーストラリアの質保証の仕組みが国際的に十分に理解され、十分に尊重されるべきである。
2. 教育提供者と消費者は、国を越えた教育・訓練の実行と質保証におけるアカウンタビリティを明確に理解することが可能にされるべきである。
3. 質保証の機能は効果的かつ効率的であるべきである。
4. オーストラリア国内で提供されるコース／プログラムも、国を越えて提供されるコース／プログラムも、その実施と成果の基準は、全国的に認定された質保証の取り決めに基づいて決定されたものと同様であるべきである。

特に重視されるのは、オーストラリアの質保証の仕組みをよりよく伝達・促進し、オーストラリアの国を越えた教育活動に関するデータや情報へのアクセスを増加させ、国を越えて提供されるオーストラリアの教育と訓練の質を保証する全国的な質の枠組みを強化することである。

この戦略の最初の行動は、ウェブポータルと印刷資料の作成、より費用効果の高い国外監査の試行、試験的なデータ収集活動の開発と実行、および質の高い教育提供者のリストの作成である。この戦略に関する詳しい情報は、<http://aei.dest.gov.au> で見ることができる。

5.7 英国——提供国の例

英国の大学・カレッジは自己統治を行っており、政府によって所有または運営されていない。自治のレベルは他の多くの諸国に比べて高い。すべての大学・カレッジが独立した法的地位を持ち——すなわち、国王勅許状 (Royal Charter) に基づくか、高等教育法人であるか、あるいは議会法に基づいて設立されている——、そして自己認証を行っている。しかし、ほとんどの大学・カレッジの運営は政府の資金に依存している。

カレッジや大学による国境を越えた教育の外部

質保証は、高等教育質保証機構（The Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）によって行われている。QAAは1997年に設立された独立組織であり、英国の大学／カレッジの会費、および英国の主な高等教育資金配分機関との契約を通して資金供給されている。QAAへの参加は任意である。

QAAはプログラムの認可やアクレディテーションを行わず、実施規範、参照すべき基準（benchmark standard）に関する情報、公的な資金を得た高等教育機関に期待される質と基準の詳細を定めた学位・資格の枠組みを公表している。また、QAAは高等教育機関の監査などの教育に関する評価を行っている。

「高等教育の質及び水準を確保するための実施規範(Code of Practice of the Assurance of Academic Quality and Standards in Higher Education)」の第2節は、共同教育事業と柔軟な分散型の学習に焦点をあてており、それに国境を越えた活動も含まれる。第2節は、それ自体で分厚く中身の詰まったものとなっている。

この実施規範は以下の分野を扱っている。

- 教育の水準に対する責任と同等性
- 方針、手続き、情報；パートナー組織・機関の選定
- パートナー組織・機関との文書による合意。
教育の水準と質の保証
- 評価
- 試験
- 学位・資格の授与
- 学生への情報、広報、マーケティング

また、柔軟な分散型の学習のいろいろな側面、すなわちeラーニング、教育実施方法、学習者の支援、学生の評価なども扱っている。

この実施規範は、それぞれの見出しごとに重要な論点とガイダンスが示されており、本書がこれまでに論じた問題点について考える際に有益な資料になる。

また、この実施規範はQAAによる監査の基礎にもなっている。QAAは世界各地で英国の高等教育機関の国外活動に関して多数の監査を行っている。監査結果はQAAのウェブサイト <http://www.qaa.ac.uk> で見ることができる。

5.8 米国——提供国の例

米国は、高等教育の質保証に関し、他の提供国の例に比べてより分散型のモデルを用いている。多数のアクレディテーション団体があり、政府の組織よりも民間に大きく依存している。

米国では、高等教育の規制と政策は主に州政府の責任である。公立の高等教育機関は州による事業認可を得なければならず、私立の高等教育機関は州の免許を受けなければならない。要件は州によって異なる。多くの州で、アクレディテーション団体（後述）の適格認定を得ることは事業を行うための必須条件ではない。

連邦政府は高等教育機関の認可や免許交付に直接には関与していない。しかし、連邦政府は奨学金等の学生援助の主な資金源であるとともに、研究資金を提供しており、これらの資金に関連した高等教育機関がアカウントビリティを果たすことに関する要件を課している。また、連邦政府は、さまざまな状況において、連邦が認定したアクレディテーション団体から、高等教育機関の質に関する助言を得ている。

米国における外部質保証活動は、民間の非営利アクレディテーション団体によって行われている。アクレディテーション団体には次の3つのタイプがある。

- 地理的な範囲に基づく地域アクレディテーション団体。これらは個別の高等教育機関全体について総合的な評価を行う。
- 特定の関心による教育の提供者（たとえば神学教育）の適格認定を全国規模で行う全国アクレディテーション団体
- 高等教育機関内の個別の学習プログラム（たとえば法律、医学、看護学）の適格認定を行う専門アクレディテーション団体

米国の高等教育制度では外部からの適格認定が義務づけられており、自己認証を選択することはできない。外部からの適格認定を得るためには、アクレディテーション団体の継続的な評価プロセスを受けなければならない。評価が行われるサイクルは数年から10年とさまざまである。

ある組織がアクレディテーション団体として活動するには、州内で法人化されていなければならない、さらに正当なアクレディテーション団体であると「認定」をされるために、一定の基準に従い、

定期的な評価を受けることが必要である。米国では、2つの組織がアクレディテーション団体の認定を行っている。

- 高等教育アクレディテーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation: CHEA) ——アクレディテーション団体の調整を行う非政府全国組織
- 連邦教育省 (U.S. Department of Education: USDE) ——USDEの認定は、アクレディテーション団体が高等教育機関・プログラムに対して連邦の資金(学生の学資援助を含む)へのアクセス条件を満たす質を維持するよう求めているかどうかにか重点をおいている。

アクレディテーション団体は、CHEAかUSDEのいずれかの認定を受けることも、両方の認定を受けることもできる。

多くの米国のアクレディテーション団体(しかし全部ではない)は、国外で提供される米国の高等教育機関・プログラムの適格認定、および完全に国外で事業を行っている教育機関・プログラムの適格認定を行っている。アクレディテーション団体は、国際的な教育事業の評価を行う独自の方針と基準を作成している。つまり、米国の教育提供者による国外事業のアクレディテーションに関して、中央の調整組織や共通の方針・基準は存在しないのである。米国の高等教育機関やプログラムの国外アクレディテーションにかかわっているのは、大部分が地域アクレディテーション団体である。こうしたアクレディテーション団体は、通常の評価において、対象となる高等教育機関が行っている各種の国際的な活動についても評価を行う。

米国の高等教育機関の国外事業の質保証に関して中央で決定された方針はないが、CHEAが国際的な質保証の問題の中央拠点となっている。

CHEAは、政策研究を行い、各種の研究や討議の資料を発表し、ユネスコやOECDといった国際的な質保証のフォーラムや団体で米国を代表している。また、特に世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)やサービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services: GATS)にかかわる問題に関連して、連邦政府に対してアクレディテーション団体の利益を代表している。一般的にいえば、CHEAは国際的なアク

レディテーションの問題に関し、米国の中央窓口であるとともに、情報源である。また、認定されたアクレディテーション団体に関するデータベースを維持し、ディプロマ・ミルやディグリーミルに関する情報を公表している。

連邦政府は米国教育情報ネットワーク(U.S. Network for Education Information)を整備しており、米国の教育と質保証制度に関して一般的な情報を提供し、国内の制度の中で発生しうる詐欺/乱用の問題に関して忠告を行っている。

セクションVI：用語解説

セクションIに述べたように、国際的な質保証に関しては多様な語が用いられている。以下に、本書に用いられた主な用語の定義を簡単に示す。頭字語はこのリストに含まれていないが、本文の初出時に完全な形で記されている。

用語解説：

アクレディテーション(適格認定) [Accreditation] とは、一般に、高等教育機関または学習プログラムが外部団体の規定された水準または基準を満たすことを立証するための評価のプロセスを指す。アクレディテーションは、国によって異なる意味で用いられ、高等教育機関・プログラムの事業運営の認可、あるいは高等教育機関・プログラムのステータス、合法性または適切性の証明など、異なる目的を持つ。

国境を越えた教育の場合、アクレディテーションとは、コースの認可プロセスを指すことも、あるいは認可プロセスとは別の、規定された基準に従ったコースの評価プロセスを指すこともある。

コース [Course] とは、それぞれの高等教育機関/国によって用法が異なる。これは学習プログラムの構成要素を指すことも、独立した学習プログラム自体を指すこともある。本書の目的では、学習プログラムのうち自己完結した構成要素を表すためにのみ用いられている。

国境を越えた教育 [Cross-border education] と

は、ある国において、全部または一部が直接的に他国に由来する教育が提供されることである。学生が国外のサービスを受けに行くのも国際的な教育の1つの形であるが、それとは異なり、サービスが国境を越えて学生に届けられることもある。これは、学位・資格授与機関の存在する国以外での学位・資格の授与を包含する。

(高等教育機関の) 認可・免許交付 [(Institutional) Licensing / Licensure] は、通常、高等教育機関がある行政管轄地域の中で教育事業を行うことを認可する「簡素な (light-handed)」プロセスである。

(学習) プログラム [Programme (of study)] とは、学位・資格を取得することのできる構造化された一連のコースまたはモジュールである。

提供国 [Provider country] とは、他の国で提供されるプログラム、学位・資格、その他の知的財産（たとえばプログラム内のコースなど）の出所国である。

質保証 [Quality assurance] とは、本書では一般に外部の質保証を指し、教育提供に要求される基準（「質」）が達成されているかどうか、および基準を維持・発展させるためのシステムが取り入れられているかどうかを外部からチェックする体系的な方法を意味する。これは個別のコースやプログラム提供の登録／認可や認定／ア Krediteーション（適格認定）など多様なプロセスを含み、通常、継続的な評価と質の監査をとまなう。

受入国 [Receiver country] とは、国外で生まれたプログラム、学位・資格、その他の知的財産の提供を受け入れる国である。

認定 [Recognition] とは通常、(i) プログラムへの受講許可を目的として高等教育機関が学位・資格を認めること、(ii) 雇用を目的として政府または雇用者が学位・資格を認めること、または (iii) 各国の政府、認定団体または専門職業団体の間で、それぞれの学術的資格や専門職業資格を認めることを指す。

登録 [Registration] とは、ある行政管轄地域の中で高等教育機関の事業運営を認定するプロセスである。簡素なプロセスであることも、徹底したプロセスであることもある。

セクションVII：参考資料とリンク

以下に、本ツールキットの作成にあたって筆者らが使用した情報源、および読者がこの問題をさらに探求する上で有益だと思われる資料を記す。

文書と出版物

オーストラリア学長委員会『オーストラリアの大学による留学生への教育提供の倫理実践規程』2002年12月

OECD『国境を越えて提供される高等教育の質のガイドライン』2005年12月

OECD『高等教育の質と認定——国境を越えたチャレンジ』OECD 教育研究革新センター、2004年

OECD『国際化と貿易と高等教育——機会と課題』OECD 教育研究革新センター、2004年

香港政府『外国高等教育・専門教育（規則）法』1997年

中国『中外共同学校設置条例』2003年

中国『中外共同学校設置条例実施細則』2004年

INQAAHE『隔年会議論文集』ウェリントン、ニュージーランド、2005年4月

特に以下の論文

Davies, T.『国を越えた教育の迷宮をナビゲートする：ニュージーランドの視点』

Kimber, I.『ア Krediteーション機関を困惑させる国を越えた高等教育の質保証の問題——クイーンズランドの経験』

Wong, W. S.『国境を越えた教育の質：誰の責任か。主要な利害関係者には何ができるのか』ユネスコ『国境を越えた評価の仕組みの確立に関するセミナー』昆明、中国、2005年5月。セミナー論文

Wong, W. S.『国境を越えた教育の質：評価の仕組みの設置——政府と質保証機関の役割』

英国高等教育質保証機構 (QAA)『高等教育の質及び水準を確保するための実施規範 第2節』2004年9月

ウェブリンク

アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN)

www.apqn.org

オーストラリア大学質保証機構 (AUQA)

www.auqa.edu.au

オーストラリア政府国際教育機構 (AEI)

www.aei.dest.gov.au

国際的教育の質保証センター (CQAIE), 米国

www.cqaie.org

高等教育ア krediteーション協議会, 米国

www.chea.org

香港特別行政区政府

www.emb.gov.hk, www.doj.gov.hk/eng/laws,

www.legislation.gov.hk/eng/home.htm

高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAAHE)

www.inqaahe.org

(地域別のネットワークや資料へのリンクを含む)

マレーシア高等教育省

www.mohe.gov.my

マレーシア全国ア krediteーション委員会 (LAN)

www.lan.gov.my

ニュージーランド資格認定局

www.nzqa.govt.nz

ニュージーランド大学学術監査ユニット

www.aau.ac.nz

ニュージーランド学長委員会

www.nzvcc.ac.nz

国境のない高等教育監視団

www.obhe.ac.uk

経済協力開発機構 (OECD)

www.oecd.org

中国教育部

www.moe.edu.cn

中国留学サービスセンター

www.jsj.edu.cn

英国高等教育質保証機構 (QAA)

www.qaa.ac.uk

国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ)

www.unesco.org

米国連邦教育省 (USDE)

www.ed.gov

注記：本出版物で用いられた表示や資料の提示は、国、領土、都市もしくは領域またはその権限当局の法的地位、または国境や境界に関して、ユネスコのいかなる意見も表明するものではない。

国際連合教育科学文化機関

ユネスコ・バンコク事務所

開発のための教育革新に関するアジア太平洋プログラム (APEID ユニット)

ユネスコ・バンコク事務所 (UNESCO Bangkok)

P. O. Box 967 Prakhanong Post Office

Bangkok 10110, Thailand

電子メール：bangkok@unesco.org

ウェブサイト：www.unesco.org

電話：+66-2-3910577

ファックス：+66-2-3910866

アジア太平洋質保証ネットワーク (Asia-Pacific Quality Network)

Level 10, 123 Lonsdale Street,

Melbourne, Victoria 3000, AUSTRALIA

電子メール：apqn@auqa.edu.au

ウェブサイト：www.apqn.org

電話：+61 3 9664 1039

ファックス：+61 3 9639 7377